

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成27年3月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時07分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功(午後出席)
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
		福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

一般質問、二日目になりました。本日もよろしく申し上げます。

本日、家城議員より欠席の届けが参っておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に10番、塩見晋議員の一般質問を許可します。

塩見議員。

10番(塩見 晋) おはようございます。

通告に基づき一般質問をいたします。1件目の新しい広域ごみ処理施設の広報について、まず、質問をいたします。

初めに日本のごみ処理の変遷を簡単に見てみたいと思います。政治がごみ処理にかかわるようになったのは、明治10年に腸チフスやコレラが流行したことで、明治12年に東京府の市街地掃除規則が制定されたのが始まりでありました。その後、明治33年に汚物掃除法が公布され、地方自治体でごみ処理の管理が義務づけられました。戦後の昭和29年には清掃法が制定され、汚物を衛生的に処理し、公衆衛生の向上を図ることを目的としました。そして、昭和45年には廃棄物処理法が新たに制定され、産業廃棄物の定義がされて、事業者処理責任の原則が確立されました。

平成3年には、再資源利用促進法が施行されて、リサイクル促進のために事業者が行うべき法的措置についての規定がされました。平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定されました。また、完全容器包装リサイクル法も施行されて、容器包装の製造、利用者などに分別収集された容器包装のリサイクルが義務づけられました。法律や制度の上では、このような流れで現在に至っておりますが、私たちの日々の生活に密着している一般廃棄物の処理は行政に課せられた重要な事業であります。

与謝野町全体のごみの量を平成25年度の決算で見ますと、可燃ごみが4,856トン、資源ごみが1,126トン、最終処分場の埋めるごみが2,222トンなど、多くの処理をしております。総処理重量8,204トンとなりますが、これを町民一人当たりで割り戻しますと363キログラム余りとなります。一日に1キログラムのごみを出している計算となります。また、財政負担も塵芥処理費として3億8,789万円となっており、一人当たり1万7,184円となっております。

合併前の平成14年10月より可燃ごみの焼却と資源ごみを宮津市の清掃工場とリサイクルセンターに委託して処理を行ってきましたが、施設の老朽化に伴い、新しく宮津市と伊根町、そして、与謝野町で平成25年4月に宮津与謝環境組合を設立し、平成30年度からの稼働を目指して広域ごみ処理施設整備に取り組んでおります。この組合設立から間もなく2年を迎えようとしております。これまでの2年間で設置場所や設置の規模などの大枠は、ほぼ決まってきています

が、今日までの経過や計画などについて、与謝野町では住民に広報がされておられません。この件で行政が住民に広報をしたのは、私の調査では3回でありました。最初は平成24年2月発行の広報よさの72号に、宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会の開所式が開催されたという記事がありました。二回目は、平成26年8月8日発行の広報よさのお知らせ版で、広域ごみ処理施設建設にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧の案内がありました。そして、今年2月10日発行のお知らせ版とホームページで広域ごみ処理施設建設にかかわる都市計画素案の説明会の案内であります。

それと現在、都市計画法に基づき、当該都市計画案の縦覧をホームページで知らせていますが、これらの広報からは、広域処理施設の具体的な内容について知ることはできません。

宮津与謝環境組合のホームページでは、現状を知ることができますが、ウェブでは能動的にならないと知ることができません。与謝野町のホームページ画面には環境組合のリンクも、また、バナーもありません。私が宮津与謝環境組合で検索をしていましたが、組合の情報は見つかりませんでした。

新しいごみ処理施設は、総事業費が80億円を超えとも言われており、組合の分担金は人口割で、与謝野町は51.2%の割合となっております。これは与謝野町誕生以来、最大の財政負担となります。町には住民にお知らせするタイミングもあるかと思いますが、このまま事業が進んでいくのでは、町長の予算編成方針にある徹底した情報の透明化にはならないと考えております。

現在、一般廃棄物の処理を宮津市に委託していますが、きょうまでの経過や現状について理解を深めるため、ごみ処理広域化計画の負担金や基金の説明と委託の約定があれば、その公表を求めたいと思います。さらに新設稼働後の現施設の対応も研究しておく必要があるかと思われませんが、この件について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、2件目の質問の工事発注と中小企業振興基本条例に入ります。与謝野町中小企業振興基本条例は、府内で初めての条例として平成24年4月1日に施行されました。理念条例ではありますが、前文で中小企業の振興は地域経済と地域社会の発展に欠かせないものであり、町民の生活を豊かにするものであることを地域で共有するため、この条例を制定するとうたわれております。この条例は、与謝野町ならではの特色のあるもので、中小企業者に農業者を含めていますし、人づくりを重視しています。それから、地域循環型経済の担い手として事業者、町民、経済団体、行政、それぞれの役割も示しております。条例の第5条2項には、町の責務として、町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする記載されており、地域循環型経済の構築という基本理念を踏まえ、中小企業者の受注機会の確保について規定をしています。このことは、地元業者に仕事を回すということで町外の受注業者であっても、地元業者に、その機会をつくっていくことを意味していると、私は受け取っています。

受注業者に与謝野町中小企業振興基本条例の理念の伝達ができているのだろうかという疑問を持ちましたので、この件について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点につきまして、最初の質問を終わりいたします。よろしくお願いいたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問、二日目、どうぞよろしくお願いたします。塩見議員のご質問であります1番目、新ごみ処理場の広報についてお答えをいたします。まず、1点目の宮津与謝環境組合設立から2年を迎えようとしているが、総事業費が80億円を超えとも言われ、町にとっても大きな財政負担となる事業なのに、住民への広報がされていないのではというご指摘をいただきました。当町といたしましても、町内に新施設の建設予定地を持っております関係もあり、地元への説明会等を優先したこともあり、ご指摘のとおり、住民の皆様への広報が不十分であったというふうに認識をしております。ご指摘のように、広報のタイミング等も考えながら、なるべく早い段階において、丁寧な広報を考えていきたいというふうに思っております。

次に、2点目であります、一般廃棄物の処理などを宮津市に委託をしているが、今日までの経過や現状について理解を深めるため、負担金や基金の説明と委託の約定があれば公表を求めるとのことですが、現在の宮津市清掃工場に、当時の与謝郡4町のごみを受け入れてもらうため、リサイクル施設の新設をはじめ、ごみピットの増設、排ガス処理の高度化などの事業を平成12年、13年度に行い、現在の1市2町で、その建設費の負担をした経過がございます。これら広域処理のための建設事業費の総額は約28億円で、うち国庫補助金が約6億9,000万円、旧3町の負担額は10億6,000万円でございます。

次に、この広域化に伴う基金といたしましては、「環境ホルモン基金」という名目で、ダイオキシン類に代表される環境ホルモンによる健康被害等が施設周辺で発生した場合に備えて、平成13年度から平成18年度までの6年間で、総額6,000万円の基金を積み立て、旧3町で、およそ半額に当たる約2,900万円を負担しております。また、地元自治会への交付金として、現在の1市2町で総額3,000万円を、平成13年度に一括して支払い、旧3町は1,470万円余りを負担しております。

以上が、実際には平成14年10月から始まる、宮津・与謝のごみの広域化に伴う負担金・基金の現状でございます。その後、平成19年に宮津市清掃工場の地元との設置期限満了に伴って、その後は1年ごとの更新となりました関係から、毎年200万円を地元自治会に自治振興交付金としてお支払いをしております負担金も含め、毎年度、宮津市からの請求により1億円から1億3,000万円程度の支払いをしております。

3点目の新施設の稼働後の現施設の対応も研究しておく必要があると思うがとの質問でございますが、新施設が稼働いたしました後は、当然ながら現在の宮津市清掃工場やリサイクルセンターは地元自治会との協議によって、取り壊し等が行われるものと思っております。その費用負担についても、今後、過去の協議の経過も踏まえながら、なるべく早い段階で、1市2町で協議を進めていく必要があるというふうに認識をしております。

次に、2点目の質問でございます、工事発注と与謝野町中小企業振興基本条例についてお答えをいたします。議員からは、当条例に「町の責務として、町は工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする」と記載をしていることについて、たとえ受注者が町外の業者であっても、地元業者に仕事が回る機会を町がつくっていくという意味であるとのご指摘であり、この点についてお答えをいた

したいと思います。

まず、与謝野町中小企業振興基本条例の理念でございますが、議員のおっしゃるとおり、地域循環型の経済を構築するという点は、まさにそのとおりでございます。町といたしましては、今までどおり、予算の適正な執行に留意することは当然のこととして、町内の中小企業者の皆様に対し、工事のみならず、物品や役務の調達において、受注していただける機会をふやすことは当然の姿であると考えております。

しかしながら、その一方で、現実として、元請と下請の関係性というものがございます。議員のおっしゃる中で、地元業者に仕事を回すという部分がございますが、公共工事を例としてご説明をいたしますと、町が発注者、落札者が元請業者となるわけですが、この元請業者が、さらに下請業者を使うということがございます。この場合において、契約関係として成り立つのは、発注者である町と元請業者、そして、元請業者と下請業者の関係であり、発注者である町と下請業者の間には、契約関係が発生をしておりません。仮に元請業者が町外業者であった場合は、その下請業者に町内業者を使っただけで、町から元請業者にお願いをすることは、法的に問題ありませんが、強制をすることはできません。

この件は、以前に町の顧問弁護士を通じて調査をいたしました。やはり民法上の契約関係というのは、発注者である町と元請業者、元請業者と下請業者の間のみであり、発注者である町が発注者である町と元請業者に対して、特定の下請業者を使うよう強制することは違法の行為に当たるとの回答がございました。落札をしていただいた元請業者に対して、少しでも地域経済が循環をしていくよう町内業者に仕事を回していただけないかと、町からお願いをすることはできますが、強制はできないということでございます。

この考えは、工事のみならず、物品の購入や役務の調達においても同様となります。町といたしましては、中小企業振興基本条例で町の責務として記載をしておりますとおり、今後も町内の中小企業者の皆様の受注機会が増大するよう取り組みを続けてまいりたいと思いますが、それはあくまでも法的に問題のない範囲に限るということになります。また、この与謝野町中小企業振興基本条例につきましては、与謝野町の発展に重要な役割を果たす中小企業の重要性に鑑み、町だけではなく、町民、事業者、経済団体等が、それぞれの役割について相互に理解を深めることにより、中小企業の振興を図るだけではなく、町民生活の向上を図ることを目的としており、与謝野町に関係をする人、団体が、それぞれの立場で、この条例に向き合っていくことが重要であると考えております。

以上で、塩見議員へのご答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） ありがとうございます。まず、それでは最初に環境組合の部分から再質問に入りたいというふうに思います。

先ほど、広報そのものは今までできていなかったということで、最初の質問でも申しましたが、タイミングを見つけて、具体的なことが町民さんにもわかってもらえるように、そして、大きな理解の中で事業が進んでいけばいいなというふうに思っておりますので、その件は、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その中で、基金のことをお聞きしました。6,000万円の基金があるということ

ですが、この基金は、今、どういう状態で保管というんですか、運用されているということになっているんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま塩見議員からご指摘をいただきました基金につきましては、宮津市が基金条例にのっとり管理をしているというところでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） ということは、全て宮津市に運用も、それも任せてあるということですね。それから、地元の負担金とか、いろんなことをお聞きをしました。一番気になってますのが、負担金として毎年1億円から1億3,000万円ぐらいのお金を払っていつているわけですけども、最初に、いろんな取り決めの中で、この負担金は決められたものだというふうに思うんですが、その割合とか、そういうことの内容については触れることは別にしません、この施設の利用については、各市町平等であるというふうに思っておるんですけども、その点はいかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 施設の利用につきましては、住民環境課長に答弁をさせたいと思います。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 施設の利用自体について、特に1市2町で制限があるというふうなことは、施設にとりましては、ほとんどないというふうに思っております。ただし、ごみの持ち込みですね、可燃ごみの持ち込みにつきましては、宮津市の市民は認められておりますけども、伊根町と与謝野町の町民が直接搬入をするということは認められていないという点は違うのかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） 今おっしゃること以外については、特に不平等なことはないと、こういう認識でしょうか、再度、お尋ねします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そういう認識であります。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） 私なりに、いろいろと調べてみたんですが、私は不平等だと思うことが1点あります。それは、持ち込みについて不平等があるというふうに思っております。といいますのは、よくご存じだと思いますが、宮津市は波路から旧国道、昔、栗田トンネルと言ったんですが、栗田トンネルを越えて、栗田に行く道があります。ちょうど波路の先のほうから踏み切りがあって、そこに入って行くんですが、その少し行ったところ、400メートルぐらい行ったところに清掃工場があります。宮津市のごみは、その400メートル走って、いわゆる国道176号線の分岐点から400メートル走って、その清掃工場に運んでおります。

与謝野町と伊根町は176号線の宮津トンネルを越えて、栗田側まで行って、栗田側の旧国道と176号線が出会うところがありますが、そこまで行って、今度、ずっと昔の栗田トンネルを通して、そして、清掃工場まで運んでおるといふ、こういう状況になっているんですが、町長、このことについてご存じでしたか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） その点につきましては、私自身は認識をしておりませんでした。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 認識をしておられなかったので平等だというふうにおっしゃったんだと思うんですが、私としては、とても平等じゃないというふうに思っております。

それで、そのことに対するロスというんですか、負担、その分で負担しなければならない金額というのが、相当私が計算したところは、なるんです。そういう部分について、ひょっとしたら課長は、計算もしてみてもらえるようなことがあるかもわかりませんので、一遍、課長に、そういう部分について、どのような形になっているか。どのような負担増になっているかということ、もし、計算しておられましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま塩見議員がご解説をいただきました搬入における道筋につきましては、地元の調整等がございました関係で、そうしたことになっているというふうに、私も理解をいたしました。ただいまご指摘をいただきました、金額の予測をしているかという点につきましては、住民環境課長から答弁をさせたいと思います。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほど、私はあえてと申しますか。いうふうに申し上げたのは、施設の利用にとっては、ごみ処理施設やリサイクルセンターの施設の利用については平等だというふうなことで申し上げたつもりであります。今、議員、ご指摘の分については、その収集運搬の部分だろうというふうに思っておりますけども、こちらが今、そういうふうな状態になっておるのは、私が聞いております範囲では、地元自治会のほうからの要望といいますが、ご存じのように与謝野町から施設に入ろうとしますと、波路の踏み切りがございまして、その踏み切りを渡らないといけないだとかいうふうなことがあります中で、そこを頻繁にパッカー車等が往来するというふうなことは、地元としては容認できないというふうなお話があります中で、遠回りになりますけども、旧栗田トンネルを回るルートを与謝野町と伊根町の車は回っておるというふうな経過のようございまして。

議員、ご指摘の収集運搬の費用が、その分、かさむやないかというふうなご指摘ございましてけども、そのかさむ分が、年間どの程度になるかということの計算は今までしたことはございません。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、つたない計算ですけど、私が計算をしましたので、また、必要でしたら書類というのか、計算の様式も渡しますが、私のはかりましたところ、結構な金額になりますよ。細かい説明はやめておきますけども、往復で車で走る距離は、その400メートル行くのと比べて、8.4キロ多く走らんなんです。時間で13分30秒ほど、大体50キロで走ってはかってみました、かかります。

パッカー車は二人乗りでいきますし、リサイクルは一人で4トン車で行っているようですけども、そういうようなこと全て計算しますと、大体、私の計算では137万5,000円というふうな計算ができました。これもいいかげんですよ、何回、行っているかということがしっかり出せ

ませんのでね、そういうことになってますけども、しかし、先ほど言いました、燃えるごみが4,856トンで、2トン車のパッカー車で行けば、少なくとも、この半分の2,420何回ですか、という回数に行くことになりますので、相当な負担になっていると思います。そういうことが、やはり収集の委託料にも、やはり反映してきておるのかなというふうに思います。それは確かに宮津市さんと地元との話し合いということは、それはそれで、いろんな部分があって、ままならんことはあるかと思うんですが、だからといって、決められた負担は、割合がきちっと払ってますし、それから、地元の負担金という名目ででも、きちんと与謝野町も分担する分は払ってきているわけですから、今まで、そういうことについて与謝野町側が宮津市側にもお願いを続けてしなかったということもあるかもわかりませんが、実際、こういうことがあっておるんだということは、やっぱり認識をしておいてほしいなというふうに思いまして、このことを出してみました。

どうです、課長、今、私が言った金額、さっぱり見当もつかんような金額でしたか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先日、塩見議員が、この議場において、ちょろっとお話をされていた金額が、その金額だったので、それぐらいに当たるのかなというふうに思っておりましたし、いずれにいたしましても、そうした、不確定ではありますけれども、137万5,000円という金額を、私たちが、また、別途負担をしなければならないというような状況が生まれてきているということについては認識を共有させていただきました。

そうしたことを踏まえて、やはり新しいごみ処理場が建設をされるに当たって、まず、一番最初の地元の同意、そして、地元の協議が、どれだけ大切なのかということ、このご指摘の中で、私どもは学ばせていただいたというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それから、先ほどの環境ホルモンの基金の話ですが、これはですね、将来、今の処分場が廃止になったときは、出資の割合に応じて、与謝野町の方は旧3町が出したわけですが、返還をされてくるものなのではないでしょうか。その点、お伺いしておきたいと思えます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 環境ホルモンの基金なんですけれども、最終的には与謝野町に割合に応じて返還をされるものであるというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 清掃工場を解体して廃棄してもですね、いろんな影響は後に残るかもわからないので、大分、先になるかなとは思いますが、返ってくるということで、その分については理解をいたしました。

それから、再度、新しいごみ処理の施設の話に戻りますが、この施設ができることによる地域振興策については、それぞれの市町で対応するというものであります。また、その地元協力金については、これから、その組合の中で考えていくことかなというふうに思うわけですが、町長は、そのことについて、先ほどちらっとおっしゃいましたが、どのように考えておられるのか、もう少し具体的にお聞きしておきたいなというふうに思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご指摘をいただきましたように、地元の振興策につきましては、それぞれの市町が、それぞれ対応していくということでございます。そして、地元の振興金につきましては、現段階において首長間でも議論がなされておられません。したがって、今後、それぞれの首長とともに、その解決策については見出してまいりたいというふうに思いますけれども、ただいま宮津市の地元協力金という形で200万円提示をさせていただいておりますけれども、それが一定の目安になるのではないかとというふうに、個人的には思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、町長、おっしゃいましたけど、私も現在、計画をされております焼却施設は、広域化で16年前に整備をし直した宮津市の清掃工場から比べるとですね、環境とか、その地域に与える負荷というのは非常に少ないものに、技術革新でなってきたというふうに思いますので、町長が今おっしゃったのは、僕は、それはもう上限であるなというふうに感じておるわけですが、いろんな、それは、また、話も進んでいく中で、限定して、どうだこうだという、ここで、そういう話はないというふうに思っていますが、そういうことの折衝については、町長が非常に大きな責任を持たれますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

そのことと、もう一つですね、また、古いほうの焼却場の話に戻るんですが、焼却場を使わなくなると解体しますね、解体するときには、やはりそれ相応の資金が要すると思いますが、そのことについては、町長は、どのように思っておられますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 議員がご指摘をいただいております宮津市の現在の清掃工場の、使わなくなった後の処理につきましては、現在、ごみの協議会の中でも協議をしていないという状況でございます。ご指摘をいただきましたことについては、私どもも、もっともだというふうに思っておりますので、早期に、どのような対応をしていくべきなのかということについて議論を投げかけていきたいというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 現在ある宮津清掃工場は、これは100%宮津市の財産です。その広域化のときに中の整備をしたり、いろんな施設の変更とか、そういうことで、先ほど言いました28億何がしかのお金をかけて整備をしましたけれども、そのときの負担金はちゃんと与謝野町は負担をしました。そして、決められた、いわゆる委託として委託料もきっちり払ってきておるわけで、私は、その解体に対しては、100%宮津市の財産ですから、それは宮津市で処理されるのが道理かなというふうに、私は思っているんですけども、私の思いが届くかどうかは別としまして、そういう考え方もあるということも町長の頭の中に入れておいてほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 一つの重要な提案として受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） いろいろとたくさん述べましたけども、ひとつそこら辺の対応はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2件目の工事発注と中小企業振興基本条例のほうの質問にかえさせていただきます。先ほど、町長は元請と町との関係はあるんだけど、その先については何も言えないというのが法律の中の定めだということをおっしゃいました。当然、そうであろうというふうに、私も思っておりますが、1回目の質問のときに、与謝野町は、こういう中小企業振興基本条例を持って循環型経済を目指しているんだという、そういう理念の伝達が、今はジョイントを組んでいますから、代表の企業のほうにきちんとできているんだろかということが、一番気になっているんですが、加悦中学校の工事の中、今、とりあえずそのことが喫緊の問題ですから、加悦中学校の改築工事の発注に際してです。それができているんだろかということをちょっと思いましたので、その点をお尋ねしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまのご質問におきましては、加悦中学校の改築工事のことであるというふうに認識をしております。加悦中学校の発注に際しまして、私どもは非常に多額の金額にのぼることもありまして、中小企業振興基本条例の理念にのっとりた上で、例えば、下請業者に対しての配慮をしてもらいたいということについては、私自身も当然のことながら、先方のJVに伝えているというところでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 基本条例そのものも提示してお渡ししたというようなことは、どうだったでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 口頭での申し入れのみにとどまっております、中小企業振興基本条例の条文そのものをお渡ししたという経過もあるようでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 了解しました。いろいろと手は打ってもらっておるということですが、私はですね、できれば、先ほどお願いするしかないというように、下請についてはね、おっしゃいましたけれども、ちょっと聞きますと、京都府の場合はですね、入札の前に、どういう下請を使うのかというようなことも提出をせんなんというようなことを業者の方に聞いたこともあります。それだから入札から外すとか外さないとかいうことじゃないですけども、そういうことも、やはり事前に尋ねてみるとか、もう一步、地域の事業者が参画できるようなことが、できる方法があるんじゃないかなというふうに思ったりはするわけですけども、そういう部分については、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうした工夫につきましては、随時行っていかなければならないというふうに思いますし、ただいま一つの事例といたしまして、京都府の事例を出されました。そうしたことも勘案させていただきながら、ただ単にお願いをするということにとどまらず、もう一步、踏み込んだ取り組みができないかという模索はしてまいりたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） この発注の件については、これで終わりにしまして、次に、中小企業振興基本条例の中で産業振興会議の設置義務が示されておきまして、現在、その振興会議の傍聴に行かせて

いただいたりしております。この振興会議そのものは、やっぱり一つには基本条例に沿ってですね、いろんな事業が進められているかどうかというようなことの検証も、やっぱり必要じゃないかなというふうに思うわけですが、今まで何度か傍聴に行かせてもらっている中では、これからのことについては一生懸命な議論がされているわけですけども、そういう部分について、何か私の耳には全然入ってきません。会議の会長であります町長も、その一員でありますし、そのことについて、どのように思っておられるか、今の私の質問に対して、お答えいただきたいなと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 現在、第3期の産業振興会議を開催をしているところでございますし、私も、その会議体の会長ということで会議の運営に当たっております。私は会議の中で、主にブランド戦略会議のほうに出席をしております。確かに議員のご指摘のように、ブランド戦略会議の部会においては、これからの事業について、あるいはプロジェクトについて、非常に熱心な議論をいただいております。一方で与謝野アシスト会議におきましては、現状については、どのような産業状態にあるのか、あるいは現状の企業をどのように支援していったらいいのかという観点も踏まえながらご議論をいただいているというところでございますので、塩見議員におかれましては、毎回、産業振興会議にご出席をいただいておりますけれども、そちらの部会にもご出席をいただくことで、もう少し一歩踏み込んだご理解をいただけるものではないかなというふうに思いますし、中小企業振興基本条例の理念に沿った形で現在の町の行政、あるいは町が動いているかということについては、与謝野ブランド戦略会議というよりは、もう一つの部会のほうでご議論をいただいておりますし、今後ご議論をいただきたいテーマであるというふうに、私自身は認識をしております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） その会議の中には、二つの分科会というのがありまして、今、言われましたアシスト会議のほうですが、こちらは大体が傍聴ができないような状況の中で会議が進んでいることが多いように見受けておりまして、戦略会議のほうにしか、私は行ってないんですけども、個人的な企業の名前とか、そういうものが出るから傍聴は遠慮しておるんだというような雰囲気でしたし、そちらには行かせてもらうのをちゅうちょしておりますので、そちらで活発にやられているのであればですね、それはそれでいいかなというふうに思っております。

それから、もう一つですね、今、町長が言われました戦略会議の中でですね、若い委員さんたちが活発に今やっておられます。その中で与謝野町を全国に紹介するためのプロモーションビデオの制作に今、取り組んでおられます。与謝野町の春夏秋冬や与謝野町を紡ぐ人とのコンセプトで、地域の方々を紹介するビデオも48本ですか、つくるということで、いろいろとやっておられます。そのことですが、私も傍聴で聞いてまして、いろんな方の話とか顔とかを、そのプロモーションビデオに出していこうかなというような話の中で、私はふっと考えたんですが、思ったことがあります、提案になるかならんかわからんですけども、ネットの上で全国、今、与謝野町を発信していきたいというような話もあります。そういう中で与謝野町在住の方ではありませんけれども、与謝野町を代表する、日本中に顔の知れた方も何人かおられます。そういう方々、頼めるか、頼めんかはわかりませんが、お願いしてですね、意表を突くと言っちゃおかしい

んですけども、ネットの中でも注目されるような形ですね、何か与謝野町を発信していただければ、結構ヒットして、皆さんにわかってもらえるんじゃないかなというようなことを、ちらっと考えたりしております。

これは勝手な想像なんですけども、例えば、スポーツ選手であれば、和服姿でスポーツをしてもらうかというようなことがあってもええんかなというようなことも考えたりはするんですけども、町長、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 現在、与謝野町産業振興会議におきましては、主に与謝野ブランド戦略会議の部会の中で、この与謝野町を全国に、あるいは世界にPRをしていこうということで、プロモーションビデオの制作に入っております。その制作に当たっては、まだまだ不確定な要素が多いのが現状でございますけれども、できる限り春の早い段階において公表できるように努めてまいりたいということで、みんなで一丸となって頑張っているところでございます。

その中で、与謝野町に在住をして、特にものづくりに特化をする形での人物、あるいは企業に焦点を当てたビデオというものがございます。その中の議論で与謝野町在住者だけでなくもいいのではないかということについては、私も同意見でございます。これからのプロモーションビデオの制作に当たって、そうした観点、視点を取り入れながら制作をできればなというふうに考えているので、一つの重要なご意見として頂戴をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 産業振興会議の委員の皆さんが一生懸命やっておられる姿は、常に拝見しておりますし、何でもそうなんですけども、種をまかなければ花も咲きません。実もできませんので、非常に重要だなと、今、種をまくことが重要だなというふうに思っております。しかし、種をまくには畑が要りますので、畑を耕すということも非常に重要ですので、いきなり種をまいても、なかなか芽生えんことが数多くあります。そういうわけで、町長におかれましても、畑を耕すということも十分に考慮していただきたいなと、年寄りのたわ言ですけども、思っております。

そういうことで、私の質問を終わりとします。ありがとうございました。

議 長（今田博文） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩します。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時30分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許可します。

和田議員。

2番（和田裕之） それでは、議長のお許しをいただきましたので、事前通告に基づきまして、3月定例会の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、今回のテーマは、1件目は障害者施策について、2件は若者施策について、この2件となっております。まず、1件目の障害者施策についてであります。日本では障害のある人と一緒に勉強したり、働いたり、文化活動に参加するといった社会活動が、ある程度は進んでまいりました。しかし、まだまだ、障害者の社会参加を妨げる多くの社会的障壁、これがあり、本人や

家族、関係者が諦めるといった場面が多くあることは国の調査でも判明をしております。社会的障壁とは日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを差し、一つ目に社会における事物、いわゆる利用しにくい施設、設備、二つ目に制度、これは利用しにくい制度などがあり、三つ目に慣行、いわゆる障害のある方の存在を意識しない習慣、文化であり、四つ目に観念、すなわち偏見などが挙げられております。障害のある人もない人も、ともに住みやすい社会が求められ、その社会づくりには、障害に基づく差別を禁止して、平等な機会、チャンス、扱いを保障する法律の必要性が求められてきました。

世界の動向としましては、欧米諸国やオーストラリア、韓国など、多くの国では、既に障害者の日常生活、社会生活を送る上での機会の均等を保障する法律、いわゆる差別を禁止する法律がありました。2006年12月に障害のある人の権利に関する条約、いわゆる障害者権利条約が国連の第61回総会において満場一致で採択をされました。この条例は障害者のために新しい権利をつくったものではなく、障害者が社会の一員として尊厳を持って生活することを目的としております。

条約とは、国際的な約束事であり、国がすべきことを決めています。条約の原則の一つが障害に基づく差別をなくすことにあり、21世紀に入って最初の人権にかかわる条約であります。福祉、教育、雇用、地域生活、政治参加など、さまざまな分野で障害に基づく差別を禁止し、平等を促進する立法措置などを求めています。この障害者権利条約に日本政府は2007年に同条約に署名をしました。署名は条約の内容に基本的に賛成していることをあらわすものであります。政府は2009年に一度、批准、いわゆる国会で認めることに動きましたが、障害者権利条約と日本の国内法とでは、あまりにも開きがあるということで、批准をするための国内法の整備を進める必要がありました。

障害者、家族などが名ばかりの批准は時期尚早だ、国内法の見直しと整備に、これこそ急げ、こういった声が上がリ、自立支援法違憲訴訟など、全国で闘いが繰り広げられてきました。問題を残しつつも、2011年には障害者基本法改正、いわゆる障害者についての法律や制度の基本的な考え方を決めておる。こういった法律の改正がされました。また、2013年6月には、障害者差別解消法が制定をされました。これは障害があるという理由で差別をすることを禁止しています。また、その人に合った工夫や、やり方を配慮することで、障害者が困ることをなくしていくと、こういったことを求めています。こういった法整備が進み、批准のために最低限度の条件整備も促進をしました。私たち抜きに私たちのことを決めないでという障害者の方の粘り強い闘いが最大の原動力になったものであります。

そして、2013年12月、参議院本会議において、障害者権利条約の批准の承認について、全会一致で採択をされました。これを受けて2014年1月20日に日本政府から国連に批准書が提出をされ、日本は条約を締結し、同年の2月19日に発効、つまり効力が発生することとなりました。国連に加盟しているのは191カ国であり、日本は141番目の批准となったものであります。条約とは国と国、例えば、国連との間で締結された国際法となりますが、批准することによって日本国憲法の次に優先をされ、法律より上位の位置となる国内法となり、強い拘束力を持つものとなります。その点で法的拘束力のない1975年の障害者の権利宣言などと大きな違いがあるものであります。条約批准の重い責任を自覚して、今、国や府、地方自治体では、今

後、真剣な取り組みをすることが求められています。

さきに述べました障害者差別解消法の制定によりガイドラインの作成や広報、啓発の準備をして2016年から施行をされる予定となっております。よって、この法律によって国、地方自治体は、国民に対して障害を理由とした差別解消が進むよう求めているものであります。障害者が支障なく日常生活を送れるよう施設や設備をバリアフリー化したり、職員に対する研修を行ったりするなど、環境整備に努めるよう定めています。公共機関や民間企業に対しても不当な差別的な取り扱いを禁じ、過重負担にならない限りの合理的配慮、これも求めています。当町でも来年4月の施行に向けて準備、検討がされていることと思います。

そこで、次の点について質問をいたします。1点目に、この法律をどのように理解、認識されているのか。2点目に施行に向けての当町の取り組み状況は、どのようになっているのか。3点目に合理的配慮について、どのような見解なのか。まず、以上、3点についてお伺いをします。

次に、2件目の若者施策についてであります。将来の日本を担う若者が経済的に心配することなく勉学に励み安定した学生生活を送るための援助として、また、高度な専門性を身につけ社会に貢献することを期待される学生のために設けられている奨学金制度の現状や、今、若者が憧れている学生生活の状況について質問をしたいと思います。

とりわけ奨学金、これは命綱であり、日本国憲法は第26条において全ての国民に、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障しており、学校教育法でも第4条において経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないと規定しており、その責任は国や地方自治体にあります。奨学金には返済義務のない給付型と卒業後に返済義務が生じる貸与型、この2種類がありますが、文科省の資料によれば全体の約9割が貸与型だとされております。金融機関から教育費を借りる教育ローンなるものがありますが、これは返済するのも親となります。一方、奨学金は教育を受ける本人、つまり子供が借りるものであります。学校を卒業すると、本人が働いて自分で返さなければいけません。国立教育政策研究所の2012年の調査では、何らかの奨学金を受給している学生は、専門学校や大学院を含めると、1998年では23%でありましたが、2012年には51.2%となっております。実に学生の2人に1人は奨学金を借りていると、こういった現状であります。第一種奨学金、いわゆる無利子の利用者が11.9%、第二種奨学金、いわゆる有利子が30.8%、第一種と第二種の併用が3.6%であり、計46.3%の学生が日本学生支援機構、いわゆる旧日本育英会、この奨学金制度を利用しているという状況であります。

この貸与型の奨学金を利用する学生は年々ふえており、この10年間で87万人から134万人へと、1.5倍に増加をしております。奨学金が教育ローン化してしまっているとの指摘もあり、不景気の影響で経済的に余裕のない家庭がふえ、奨学金を利用する人がふえており、利子付きの奨学金に頼らざるを得ないと、こういった現状もあります。このような状況の中で多くの学生は、学生生活を維持するためにバイトからの収入を得なければなりません。

日本学生支援機構の2012年の調べでは、家庭からの仕送りは1994年から減り続け、2013年で平均8万9,000円となっております。調査開始以来、最低となっております。また、仕送りから家賃を引いた一日当たりの生活費は973円で、ピークであった1990年の4割以下となっております。国民の所得が減り続ける中、今、問題となっている非正規雇用の拡大が、正

社員が行っていたような仕事、アルバイトなどを非正規に肩がわりさせる動き、非正規雇用の期間化が進んだことにより、若者を使い潰すブラック企業のような、いわゆる違法、無法な劣悪な労働環境が学生バイトにも容赦なく広がっています。

ブラック企業問題では、日本共産党でも積極的に国会でも取り上げてきました。また、東京新聞、毎日新聞、読売新聞などでも取り上げられ、社会問題にもなってきました。大学教員からも、授業中もバイト先から連絡があり、授業に集中できない、シフトの変更がききにくく、ゼミ合宿の日程が決められないなど、告発の声も多く上がっています。学生から、バイトをやめたいが、次のバイトが見つかるかどうか分からない。不満があってもやめられないなど、こういった多くの悩みもあるように聞いています。

日本学生支援機構の奨学金制度では、最大月12万円が借りることができますが、月10万円を4年間借りれば480万円、これに利子も合わせて600万円の謝金を背負っての学生生活であります。大学卒で上場企業に入社できた人でも、初任給は約21万円程度と言われており、年収の約2倍の借金を背負って社会人生活、これをスタートせざるを得ません。さらには就職しても近ごろでは就職難やリストラなどで雇用体制が不安定になっていることも重なり、奨学金を返済できない若者がふえていることも問題となっており、奨学金を利用した人のうち28.8%は滞納や延滞となっている現状、これらも報道をされています。

日本の教育に占める公費負担割合は、依然としてOECD加盟国の中で最低の水準であり、また、昨今の厳しい経済状況の中、貸与型奨学金制度しかないという、こういった現状では経済的に余裕のない世帯の学生が高等教育を受ける機会を失いかねないことが危惧をされています。返済の必要のない給付型の奨学金の検討も含め、将来を担う若者の施策として国、また、地方自治体においても喫緊の問題、課題であると、私は考えています。

そこで、次の点について質問をいたします。1点目に全国の奨学金の返済状況をどのように捉えられているのか。2点目に全国の、当町の奨学金貸与事業の内容及び貸与状況は、どのようになっているのか。3点目に、給付型奨学金制度の創設の検討をすべきではないか。4点目に、ブラック企業等の相談窓口を設置すべきではないか。

以上、1回目の一般質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いをいたします。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、和田議員、ご質問の1番目であり、障害者施策についてお答えをいたします。まず、1点目の障害者差別解消法について、どのように理解、認識をされているのかについてお答えをいたします。障害の有無にかかわらず、人を差別したり、権利を奪うことは認められないことであるというのは周知のことでございます。世界的な動き、当事者、当事者家族、関係者の方々の努力もあり、時勢に合った理念での法整備が進んだことは、歓迎するべきであるというふうに考えております。障害当事者、支援関係者が待ち望んだ、この法律が、尊重されることにより、障害者差別が解消され、障害者の権利が守られることを望んでおります。

次に2点目の施行に向けての当町の取り組み状況はについてでございますが、障害を理由とした差別の解消、権利を守る取り組みは、当たり前のことではございますが、このことをどのように共有化をし、理解し、認識を広めていくかは難しいというふうに思っております。与謝野町では、

障害者の地域における自立生活を支えていくため、障害当事者、支援関係者などで与謝野町地域自立支援協議会を設立しており、その中で、障害者権利条約の批准に向けての障害者差別解消法など、国の法整備についても協議をし、関係者で、その共有化を図っております。

この協議会において、次年度からの与謝野町障害者基本計画についても検討をしていただいておりますが、障害者の権利を守る取り組みを大切にしたい計画としております。

次に、3点目の合理的配慮について、どのような見解かについてでございますが、障害者とのかわり、何が差別となり、合理的配慮を、どう行うべきかについては、国などのガイドラインで取りまとめられ、示されるものと承知をしています。障害者が毎日の生活を送る上で支障となっている社会的障壁、いわゆるバリアをなくすための合理的配慮を行うことは、国、自治体においては義務となります。障害当事者の思いを反映したものとなり、誰もが安心して暮らせる共生社会の指標となるものが取りまとめられることを願っているところでございます。

次に、ご質問の2番目であり、若者施策について、4点ご質問をいただいておりますが、まず、奨学金に関連する3点のご質問についてまとめてお答えをさせていただきます。この件につきましては、昨年9月議会の伊藤議員への答弁と重複する部分がありますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。現在、国では、高校における授業料の無償化に所得制限を設けることで、公立・私立ともに低所得層に手厚い支援へと改正をされ、府の制度も、これに合わせて利子補給や入学支度金支援を設けられました。さらに日本学生支援機構においても、返還期限猶予制度や減額返還制度を拡充するなど、議員ご指摘の貧困化する若者への支援として、より利用しやすい制度へと改正をされているところでございます。当町におきましては、現在、大学・専修学校生等を対象に月額3万5,000円以内の貸与を無利子で行っておりまして、貸与終了後10年間の償還期間で償還をいただく制度となっております。

申請件数は、平成26年度におきましては、大学生等12件に貸与を行っておりまして、国や府の制度を受けられなかった方、あるいは、あまり高額な貸与を必要としない方が当町の制度を利用されているという現状となっております。このような状況の中、給付型奨学金については、国や府などの動向を見守りつつ、近隣市町の状況等も参考に研究をさせていただきたいというふうに考えております。とりわけ給付となりますと、財源の確保や、認定基準として在学時の学習意欲の有無、さらには所得条件を付すことなども含めまして、将来的にも持続可能な制度設計を考えていく必要があるというふうに考えておりますので、現時点では町単独で制度化することは、大変難しいものであるというふうに認識をしております。

今後、奨学資金貸与審査委員会に提案をし、ご意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。また、全国の奨学金の返済状況の現状をどのように捉えているのかの問いについてでございますが、資料の入手が困難であり、一つには、さまざまな奨学金制度がございますので、詳しい実態を把握することは非常に難しいというふうに思いますが、インターネットの検索などから、日本学生支援機構のデータでは、延滞者が33万人にものぼり、その主な理由は収入減とされており、日本経済の厳しい現状から返済が滞っている事例もふえてきているものと考えております。こうした状況からも貧困化対策の必要性につきましては痛切に感じているところでございます。

次に、4点目のご質問であり、ブラック企業等の相談窓口の設置をするべきではないかに

についてお答えをいたします。ブラック企業とは、従業員に対して、心身の過重負担や極端な長時間勤務など、劣悪な環境での労働を強いて改善しない体質を持ち、それゆえに入社を勧められない、あるいは早期の退職が勧奨されるような企業のことでございまして、労働法や関係諸法に抵触する可能性があるグレーゾーンな条件での労働や違法性の濃い営業行為を意図的・恣意的に従業員に強いたり、パワーハラスメントを常套手段として、本来、業務とは無関係な部分での非合理的負担を従業員に強制したりする企業や法人を指しております。

厚生労働省では、平成25年8月に若者の使い捨てが疑われる企業等への取り組みを強化をする報道発表が行われ、毎年9月を過重労働重点監督月間として、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施しております。また、労働基準監督署やハローワーク利用者から苦情や通報などを受け、離職率が極端に高いなど、若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握をし、監督指導を集中的に実施をしているようでございます。与謝野町といたしましては、京都中小企業労働相談所で実施をされております労働相談員による職場トラブルや長時間労働での過労などの無料相談事業について広報を行っておりますので、相談窓口を設置するまでもなく、このような事案の相談があった場合には、関係機関と連携をとりながら対応させていただければというふうに考えております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。まず、1件目の障害者施策についてであります。1点目の障害者差別解消法、これについての理解、そして、認識についてお伺いをしたわけでありまして。その中で、この障害者差別解消法、こういうものは町長のご答弁の中では、歓迎すべきものだというふうにお答えをいただいたのかなというふうに思っておりますけれども、改めて、この法律の必要性、これについて町長は、どのように理解というか、見解をされているのか、お伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この障害者差別解消法についての必要性のご質問でございますけれども、この法律が制定をされます背景には、障害を持たれている当事者、あるいはご家族の並々ならぬご努力、あるいは世論に対しての訴えがあったというふうに考えております。そうした中で、さまざまな障害者に関する法律、そして、都道府県、地方自治体での認識が広まってきたということ为背景にして、この法律が施行をされてきたというように認識をしているところでございます。

先ほど、第1回目の答弁で申し上げましたように、この法律につきましては、時勢に合った理念での法整備が進んできたというふうに考えておりますし、先ほど議員もご紹介いただきましたように、私自身も歓迎するべきであるというふうに考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長もおっしゃっていただきましたし、私の1回目の質問の中でも、これができた経過というものはお話をさせていただきました。この差別というものですが、内閣府の調査、これでも、やはり差別とか、障害者の方に対する差別、偏見というものは、まだ、日本にあると思う、こういった方が89.2%もおられるというふうな調査の結果も出ております。だから、

障害のない人と平等な機会の保障、そして、差別禁止のためにも何をすれば、何をしたら差別になるのか、こういったことをきっちりと判断できる物差しとして、この差別解消法というものが必要だというか、できたものだというふうに思っております。このことはですね、内閣府のパンフレットの中にもですね、どのようなことをしたら差別になるのか、こういうことがわかりやすく説明をされておりますので、一度、ごらんになっていただければありがたいかなというふうに思っております。

そして、この法律は特別扱いをする、こういった法律ではなくて、障害者の方を優遇したり、新しい権利をつくる、こういったものでもないということでありまして、憲法や人権条約で保障されている権利を、同じように保障するものだというふうにされています。障害以外の分野でも既に男女雇用機会均等法ですね、これもあり、差別を、これも禁止する、こういった法律だというふうに思っております。

次に、この法律の概要ですね、いわゆる、こういったものがポイントだというふうに考えられているのか、先ほどの説明ではちょっとわかりにくい部分があったので、どういう点がポイントであるというふうに町長、お考えなのか、もしあれでしたら担当課でもお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この法自体の特徴といいます点につきましては、先ほど議員もご承知をいただきましたように、さまざまな経過の中で課題、そして、論点が提出されてきた内容を包含をしているというように認識をしておりますので、全般にわたって非常に大切な法であるということを私自身は認識をしておりますし、一つの自治体を預かる私としては、この法律がいかに重要なものであるのかという観点に立った上で、住民の皆様方にお知らせをしていくことが重要であるのではないかなというふうに考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 障害者差別解消法では、私というか、これは具体的に言いますとですね、まず、不当な差別扱いをしないことと、合理的配慮をしないこと、この二つがポイントであるというふうに言われておりまして、これをしないことが差別に当たるといふふうにされています。例えばの話ですけれども、不当な差別扱いでは、障害があるというだけでスポーツクラブに入れない。または、アパートを貸してもらえないと、そして、車椅子だからお店に入れてもらえないと、こういったことが当たるといふふうに言われています。

次に、合理的配慮をしないことということに関しては、聴覚障害のある人に声だけで話すであったりとか、視覚障害のある人に書類だけで、渡して読んであげないと、こういうことが、これは内閣府のわかりやすい版のパンフレット、二つほどあると思っておりますけど、こういうようなことが書かれております。したがって、これらは国であったり、行政機関、地方自治体と、そして、民間企業ですね、これとは異なっております、対応の仕方が、不当な差別扱いをすることというのは、どちらでも禁止をされており、また、合理的配慮、これにおきましては、国、地方自治体、これは法的な義務ということになって、民間に対しては努力義務、こういったことになってまいります。

次に、2点目の法律の施行に向けての取り組みであります、この法律の考え方はですね、日

本の教育や福祉、あるいは労働や雇用、また、さまざまな分野にも影響して、私たち一人一人の意識の変化、これも求められてくるというふうに思っております。町としても、このことを町民の皆さんに対しても十分に広報や啓発、そして、推進していく姿勢、こういったものを示していく必要があるというふうに考えておりますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどの答弁で申し上げましたように、この法律の施行に当たっての住民の皆様方に対しての紹介、そして、理解を求める姿勢というのは、町としても大切なことであるというふうに考えております。

また、平成27年度におきましては、私自身も福祉政策におきまして、さまざまな政策を行ってまいりたいというふうに考えております。その上段にあります私自身の考え方としては、障害を持たれている方、あるいは認知症の方、健常者の皆さん、さまざまな立場の方々が共生をする、そうした社会づくり、あるいは地域づくりを行っていくことが非常に大切ではないかなというふうに考えております。

したがって、地域丸ごとで、さまざまな多様性を受け入れていく、そうした取り組みを進めていくことによって障害を持たれている方々に対しての理解も進めていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 来年の4月に、この法律が施行されますと、さまざまな具体的な、こういったところですね、町の配慮が足りないと、こういう状況も出てくることがあるというふうにも思います。ですから、しっかりと、それに対応できるように職員さんの指導も含めて、ぜひ、その点をよろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、施行後におきまして、この相談窓口ですね、これは役場につくられるのかどうか、この点のところについて、お願いをしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 常に福祉課の障害係のほうで行っているという認識であります。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 内閣府のほうでは、例えば、差別をされたら役場の窓口、こちらのほうに相談してくださいというふうに書かれておりますし、また、役場のほうは民間業者に対して、どんな対応をしたのか、また、注意をしたり報告をさせる。こういったこともしていただかなければならないというふうなことが書かれております。その点のところも含めて、検討をされているのかどうか、その点のところをお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまの点につきましては、福祉課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。そういった相談窓口につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、町福祉課、当然、そういった窓口の役割を果たしますし、それから、相談支援事業所も町内にございますので、そういったことがありましたら、そういった場所に相談をいただいて、そこから町のほうにまた、通報をいただくということになるかと思っております。

それから、過去にも、例えば、ある場所で障害者用の駐車スペースが十分に確保されていないのではないかと、また、されているにもかかわらず、それを一般の方が使っておられる傾向があるというようなことの通報がありまして、そういったことを、そちらのほうに、町のほうから申し入れをさせていただいたというような経過もございますので、先ほど、和田議員がご紹介いただいたように、この法律については、特別なものだというふうには考えておりません。これまで、やってきたことをさらに強く意識をするものだというものであって、新たな取り組みをどんどんしていかなければならないものだというふうには考えておりませんが、この与謝野町の障害者に対するいろいろな住民の取り組みだとか、また、行政の取り組み、それから社会福祉事業者の取り組みを見ておきますと、そういった観点で、ここ数十年、そういった取り組みがなされておりますので、住民の皆さんも、その意識は他の町に比べて強いのではないかとというふうに思っておりますので、さらに監視をするような立場で取り組んでいこうというふうには思っておりませんが、ただ、障害者にとって非常に不利益をこうむる事象が起きましたら、それは行政として責任を果たしていかなければならないというふうに考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 課長からご答弁いただいたように、特別なものではないと、こういうふうに私も理解をしております。この合理的配慮の提供、これについては、やはり民間業者の方は努力義務ということで、国や地方公共団体、これについては法的義務、こういったものが課せられております。我々も意識を深めていかなければならないですし、民間業者、これにおいても十分広報、啓発、これをお願いしたいというふうに思っております。

次に、質問をかえさせていただいて、2件目の若者施策についてであります。この1点目の全国の奨学金の返済状況であります。町長からもご答弁いただいたとおり、多くの方が延滞、滞納という状況にあります。日本共産党でも国会の中で、日本学生支援機構による奨学金の取り立て、これはサラ金やヤミ金並のひどい、無慈悲な取り立て、こういったものであるということ指摘をいたしまして、やめさせるように求めた経過もありますが、これは滞納3カ月で個人情報機関、いわゆるブラックリストに載せられ、そして、9カ月で法的処理、滞納に10%の延滞金が課せられる。こういった中で、子育てをする人間に、こんなひどい仕打ちをする日本には未来がないという、100万円近い延滞金を迫られたお母さんの声、こういう声を紹介して、金利さえ払えない状況、この中で延滞金を払えるわけがないというふうにただしております。

また、裁判でも延滞金ですね、これは一切減免をせず金融業者との特定調定、この制度よりもひどい状況であるというふうに弁護士のほうも告発をしています。このようなことになっていると、こういうことを町長はご存じでしたでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま和田議員がご紹介をされました1件、1件の中身については、詳細について把握をしていないということでございますけれども、奨学金の状況については、総枠として理解をしているというふうに認識をしております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先ほどのご答弁の中でもありましたように、2011年の滞納者は約33万人、おっしゃいましたとおり報道もされております。2010年度で4,469件、そして、

2011年度では5,899件、計1万368件という件数が個人情報機関へ登録もされている。こういった状況で、一度登録をされますと、返済を終えても数年間、この情報が残り、若者がです、例えばローンを組んだり、クレジットを組む、こういったことが困難になり、将来、未来にも大きく影響がしてくると、こういう状況になってくるわけであり。そういった状況の中で非常に厳しい状況だなというふうに、私も思っておるわけですが、当町の、この奨学金の貸与状況、先ほどお聞きしました中では12件ということでありましてけれども、この利用状況について、町長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 当町の奨学金制度の利用につきましては、ご紹介をしましたように12件ということでございます。詳細につきましても第1質問後の答弁で申し上げましたように、高額な貸与を必要とされない方、あるいは国や府の制度を受けられなかった方が利用されている状況であるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 高額な金額が必要とない方が利用されているということだったと思いますが、当町の事業を見ますと、先ほどお答えいただきましたけれども、例えば、これを他の奨学金と併用というか、併給はできないのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） できないこととなっております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） それはですね、どのような理由からなのでしょう、その辺のところお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 担当のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、その経緯につきましては、大変申しわけございませんけれども、十分に承知しておりません。ただ、町長のほうからありましたように、基本的に、うちの奨学金というのは条件が住民であることだけにしておりまして、誰でもが借りやすい条件になっております。その金額、また、ほかの奨学金との利用等につきましての経緯については、先ほど申しましたように経緯について、はっきりと承知しておりませんので、お許しいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 大学・学府、昼間、昼間部の話ですけども、この学生の方ですね、収入、この6割は家庭からの仕送り、そして、2割が奨学金、そして、アルバイトが1.5割、このような内訳の中でですね、家庭の仕送りも非常に減ってきている。そして、生活費も、物価も上がり、生活費も上がっている。そして、アルバイトの従事者も0.9ポイント上がって74%、こういった状況となっております。ですから、法的に問題がないのであれば、少しの額でも幾分か足しになるという、私は、そういうふうに思っておるわけでありましてけれども、この給付型というか、例えば、ほかの奨学金と併用は法律的に問題があるという、こういうことなのでしょう。でき

ないのか、どうなのか、その点のところをお願いをしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどご紹介をいただきました併給ができないかどうかにつきましては、我々といたしましても調査をしてみたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長のご答弁の中にもありましたように、やはり京都府の中でも他の市町、少ない金額ではありますが、給付型という奨学金を実施されているところもありますし、今の若者の現状ですね、十分考慮いただいて、やはり当町でも、この給付型の奨学金制度、これの創設を実施していくべきではないかというふうに考えておりますが、再度、町長のお考えをお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 議員がおっしゃいますように、日本の若者における状況といえますのは、非常に厳しい現状だというふうに認識をしております。そうした中で、私どもといたしましても、できる限り若い方、これから、この与謝野町、あるいは日本を担う世代に対して投資をしてみたいというふうに思うわけでございますけれども、町単独の給付型制度の導入といえますのは、財源的に非常に難しいのではないかと認識をしておりますので、我々といたしましては、京都府の制度を活用していただけるようにご紹介をさせていただいているところでございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） この給付型の奨学金制度は、これは全国的に、やはり要望が強い部分だと思えますし、ぜひ、おっしゃるようになりますね、国であったり府であったり、これにも強く要望させていただきたいというふうに思っております。そして、今の若者ですね、学生ですね、やはり進路や就職、そして、経済的問題、お金ですね、これも多くの学生に、こういった悩みがあるということも調べられておりますし、将来を担う若者がですね、安心して学校生活、学生生活を送れるように、ぜひとも取り組みをお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私といたしましても、若者をめぐる環境、あるいは教育をめぐる環境が少しでも改善をしていきますように国、そして、府に対しましても要望活動を行ってみたいというふうに思います。

とりわけ私自身、海外、フランスで大学生活を送りました。その中で国公立に関しましては年間約5万円ほどの登録料だけで学生生活を送ることができたという経験を持っております。そうした中で、国全体として教育に対しての資金の投入、公費の投入というのは、これから、この国をつくっていく上でも非常に重要な観点であるというふうに、私自身、身を持って体験をしているわけでございます。そうした経験も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、各方面に対し要望活動をしてみたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（今田博文） これで和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に、11番、河邊新太郎議員の一般質問を許可します。

河邊議員。

11番（河邊新太郎） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今までから、何人かの議員が述べてこられたと思います、ふるさと納税について、町長にお伺いいたします。

全国各地で、この制度を活用し、地域活性化に拍車がかかっています。寄附獲得へ自治体は、あの手、この手で知恵を絞っています。この制度が始まりました2008年の寄附は3万人で、総額が73億円でした。2012年は約11万人で130億円に増加いたしました。納付手続も都道府県8割がインターネットでのクレジットカード決済を導入するなど、簡素化が進められています。今、最も知名度急上昇しています北海道上士幌町があります。税収が7億円ですが、これを上回るふるさと納税で8億2,000万円の寄附があります。年々増加しています。この町もふるさと納税を始めたときは応募は1件で、金額は5万円でした。その後、2011年8月から寄附のお礼として町の特産品を贈り始めたことで申し込みがふえてきました。また、マスコミの効果もあり、急に寄附金がふえました。申し込み殺到への転換ポイントについて、竹中町長が次のように言われてました。

平成の大合併以来、最大の産業で農業であります。上士幌町が生き残るには、特産物をいかに改良して情報発信していくかが重要だと考えられるようになっていました。まず、情報発信に関しては、徹底的にIT化を推し進めました。ふるさと納税については2012年度に町のホームページのトップ画面を見たときに、すぐにふるさと納税が、どこにあるかわかるように、見やすく工夫いたしました。また、振り込みなどの手間を減らすために早い段階からクレジットカード決済を導入されてきました。ふるさと納税で集まった寄附金は老朽化したスクールバスの更新、また、図書館貸し出しDVDソフト購入等々、安心して子育てができるまちづくりに使われています。

また、ある自治体は寄附をした人に地域へ足を運んでもらおうと温泉室の利用権や旅館の宿泊券などが特典とする自治体も多いです。高齢化や人口減少が進む地方にとって、人の交流と活性化は重要であります。ふるさと納税を地域の魅力発信の手段として最大限活用し、観光客や移住者の拡大につなげてきました。

地域活性化を最重要課題に位置づける安倍政権は、ふるさと納税を積極的に活用する考えであります。控除の上限額を現行の2倍に引き上げる予定であります。本町でもふるさと納税に力を入れていますが、寄附者が伸びていない状況です。他の自治体では成果を出しています。本町として、今後、どのように取り組んでいかれるのか、具体的にお聞かせください。

1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、河邊議員のご質問であります、ふるさと納税の推進をについてお答えをします。まず、今年度の当町のふるさと納税の状況でございますが、新たな取り組みとして与謝野町の公共施設で利用できる「ふるさと応援チケット」の贈呈や、町報の贈呈、町のフェイスブックでの寄附の呼びかけなどを行うことで、特に与謝野町出身者の方々に関心を持っていただ

くことができ、寄附数・寄附金額ともに現段階で過去最高となっておりますが、議員ご指摘のようにほかの自治体と比べると、まだまだ少ない状況でございます。今後の取り組みといたしましては、与謝野町が誇る優良産品等の特産品の贈呈や、本定例会でも上程をしております「ふるさと応援基金」を活用し、寄附者が希望する地区への支援や、地域活性化に資する事業に活用できるようにするなど、従前の寄附活用の使途に加えて、より明確な使途をお示しすることで、多くの人にふるさと納税に関心を持っていただけるような取り組みを行いたいと考えております。また、手続の簡素化についてでございますが、まず、全国的な取り組みとして、平成27年4月から、税の寄附控除の手続が簡素化されることとなり、確定申告をする機会の少ないサラリーマンなどが気軽に寄附をいただけるように配慮されることとなります。

一方で与謝野町の簡素化の取り組みでございますが、寄附の申し込みをインターネット上の「ふるさと納税ポータルサイト・ふるさとチョイス」でもできるようにしており、ご活用いただくケースが多くなってきています。しかしながら、ご寄附いただく際には、ゆうちょ銀行でお振り込みをいただくことがほとんどでありまして、お近くの郵便局までご足労いただかなければならないという不便さがございます。ほかの自治体ではインターネット上のクレジットカード決済を導入し、申し込みから寄附までの手続がワンストップで完了するなど、手続の簡素化により寄附件数を伸ばしている例が多くなっております。与謝野町では、税やほかの料金などでクレジットカード決済を導入しておらず、それとの兼ね合いにも十分配慮をしながら、導入の可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

多くの方が何らかの形でふるさとを応援したいというお気持ちを持っておられます。それを形にすることができるのがふるさと納税の魅力であると考えております。行政的な手続の煩わしさで、せっかくのご厚意を不意にすることがないように、十分な配慮が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

以上で、河邊議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 河邊議員。

- 1 1 番（河邊新太郎） ありがとうございます。与謝野町では銀行振り込みということなんですが、インターネットでのクレジットカード決済については、今後、そういうことはされる予定はございますか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ふるさと納税のクレジットカード決済の導入でございますけれども、私が就任して以降、随時、議論を重ねてきているところでございます。今後も、その可能性については模索をしていきたいというふうに考えておりますけれども、ほかの公共料金等のクレジットカード決済にかかる議論ともあわせながら議論していきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 河邊議員。

- 1 1 番（河邊新太郎） 与謝野町では特産品、数々ありまして、ブランドお米とかお酒とかフレッシュな野菜とか、もろもろあります。今、町長では特産品に関しては、話としては出ませんでしたけれども、至るところでは特産品で多くの方がふるさと納税を活用されております。やはりここに、週刊誌もふるさと納税について、るる書かれておりまして、本当にあらゆるところの自治体がござっております。与謝野町も、そういったことで一日も早く、そういったことにしていただき

いなと、そのように思います。

やはり利用されている方の話を聞きますと、特産品をもらうようになると、その土地に興味が出てきて、もっと知りたいと思うようになると、このように言われております。与謝野町も、やはりそういった意味でも一日も早く、そういった特産品ができるようお願いしたいと思うんですけども、その辺は町長、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） これまで何人かの議員の方々から、例えば、豆っこ米の進呈をしてはどうかというようなご意見もいただいておりますので、来年から、そうした方向性で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

豆っこ米を、まず、最初の取り組みとして、いかに拡充できるかという点につきましても、あわせて議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） そういう意味でよろしくお願ひしたい思います。

やはりそれが世に出てくると、やはり重視されている農家の方も張り合いもありますし、そういった意味で与謝野町のPRにもなりますので、ぜひとも早く対応していただきたいと、そのように思います。

自主財源が落ちている本町において、やはりふるさと納税は魅力があります。与謝野町には優秀な職員がいっぱいいます。知恵を出していただき、地域活性化につなげていただきたいと、そのように思います。

これで一般質問を終わります。以上です。

議 長（今田博文） これで、河邊新太郎議員の一般質問を終わります。

次に、14番、勢旗毅議員の一般質問を許可します。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、ただいま議長のお許しをいただきました、63回平成27年3月定例会に当たりまして、かねて通告しております件について一般質問をいたしますので、理事者の答弁をお願いいたします。

まず、質問に入ります前にこの場をかりてご報告と感謝を申し上げたいと思っております。本町の山づくりに50年以上にわたってかかわっていただきました、富山興業株式会社の会長でございます、加茂正三氏が、先ごろ逝去されました。本町の山地に造林業者として1,200ヘクタールを超える植栽と管理をお世話になっておりますのと、古墳公園、運動公園、ツバキ公園等にも毎年、力を入れて応援願ってきました。来年に迫りました全国椿サミット与謝野大会は滝の千年ツバキがメインでございますけれども、この椿は加茂正三氏によって世に出すことができました。大変、椿に造詣が深い方でありましたことから、サミットに来ていただけたと思っておりましたが、残念のきわみであります。町の観光、林業振興への大きなかわりに当時から知遇を得ておりましたものとして、心から感謝を申し上げるとともにご冥福をお祈りをしたいと、このように思っております。

それでは、質問に入ります。第1点目は、観光振興策についてお尋ねいたします。平成20年度に観光振興ビジョンが策定をされました。これを基本に観光振興が組み立てられていますが、

今日まで、その戦略である三つのねらいからも、どんどん乖離しているのではないかと、このように思えてならないわけでございます。国におきましては、平成21年度から丹後観光圏を設定をし、ここから京都府の海の京都構想につながり、平成24年度から町も本格的に始動をしたと思っておりますが、本町の場合、どうも設定が弱いのではないかと、本当に必要な取り組みからポイントがずれているのではないかと考えてなりません。

そこで、次のことについてお尋ねします。一つは海の京都の現在までの取り組みの評価と近隣市町との協調ができているのか。

北京都ロケーションネットワーク、京都日本海観光構想とのかかわりについて、お伺いをいたします。京丹後市、舞鶴市、福知山市が広域ロケ・ネットワークに加入し、広域ロケ・ネットワークの設立が発表されました。与謝野町は加入する必要があるのか、あるいは意思がなかったのか、入れなかったのかわかりませんが、このような問い合わせを受けています。また、京都府は、京都舞鶴港と韓国の束草港を結ぶ日韓国際フェリーの定期便が今夏にも就航することを発表されております。既に平成26年度で韓国の浦項と試験航海を実施をされていると聞いています。とりわけ加悦の地名につきましては、語源が韓国伽耶王国にあるとも言われており、昨今の日韓関係は厳しい状況にありますけれども、平成13年天皇誕生日の会見で天皇は韓国とのゆかりについて、桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫と、このように報告されまして、続日本紀に記されていると、こういう公表があったと思っております。はっきりしてきたことは、与謝野町が単独で観光を標榜することは難しいのではないかと、こういうふうに出ておまして、その連携についてお尋ねをするわけでございます。

例えば、国交省のクルーズ船受入機能調査報告にも、与謝野町は観光地として入っていません。もっと連携して取り組む必要があるのではないかなど、このように考えております。

二つ目は、観光協会の法人化の指導を、町が適切に指導する時期が来ていると思っております。毎年、多額の補助金を入れていることから指導をする時期に来ているのではと考えておまして、このことについてお伺いをいたします。

私は、旧加悦町で観光協会の立ち上げから見てきましたが、町の中の人たちや観光関係といわれる人たちが、少しずつ会費を出し合いながら、みずからも財源確保につながる事業に取り組み、あるいは町の予算をもとに町の観光振興のためのPR活動やイベントへの協力の役割を担ってきました。時代がかわりまして、経済の停滞、少子高齢化、全国の市町村が、あらゆる英知を結集して観光に活路を求める時代、行政だけでは対応しきれないと、その中間的存在である観光協会に期待する部分は大きいわけですが、これまでのような観光協会の運営では対応しきれないのではないかと、このように考えています。

昨年12月に観光協会のあり方の方向が打ち出されましたが、もっと時代に合わせて、これまで以上に高度な企画で国や府の支援策を獲得する頼りになる観光協会にしなければなりません。観光地としての経営を担う観光協会に脱皮する必要があると考えています。法人化が観光協会のあり方を左右するとは思いませんが、町の観光のあり方、考え方を見直し、人心の一新を図り、観光協会が、どのような役割を担っていくべきかを検討する大きな契機になると確信しています。補助金は町民の方からいただいた税金であります。町は当然、強力に指導する責任があります。

三つ目は、日本遺産への登録についてお伺いをいたします。文部科学省は平成27年度から地

域の文化財や伝承を観光資源として活用する日本遺産の認定制度の創設を発表し、既に平成27年度では15件を予定し、大方が決まっているような発表でありました。いまや世界遺産でも国連公認の観光名所から地域起こしの資材へとかわってきました。そこで、この日本遺産について、本町も加悦SL広場のSL車両群を日本遺産候補として登録申請をする必要があるのではないかと、このように考えております。申し上げるまでもなく、国の重要文化財の123号蒸気機関車をはじめ産業遺産認定車両7両、与謝野町文化財指定車両11両と、豊富な車両群を誇っております。これらは立派な産業遺産であり、ぜひ、この登録に向けて手続をする必要があると思っております。平成27年度では、この15カ所について、天橋立と伊根の浦嶋神社をつなぐ「龍との邂逅」や宇治茶の歴史や伝承等、6件が京都府での申請の準備がされていると、このように報じられています。この日本遺産の登録について積極的に取り組む必要があると考えています。

四つ目は、私は常々、まちおこしは並外れた仕掛けができる人材が必要だと思っております。全国には内部でリーダーとして地域を成功に導かれた方やグループもありますが、本町が求める人材として現段階では多くの知恵や仕掛けの実績を持つ人に頼ることが適切ではないかと考えておりました。特に全国のPR戦略や仕掛けで地域おこしに成功されている、TMオフィスの代表取締役、経産省地域ストーリー委員、総務省地域イノベーション有識者懇談会、同志社大学の地域ブランド戦略委員等を務められているPRプロデューサーと言われております殿村美樹さんを私は招聘して知恵をかりる。このことが必要ではないかと、このように思っております。殿村さん、女性でございますけれども、殿村氏の実績としては著名なものでも、彦根市のひこにゃん、四国のうどん県、朝来市の竹田城跡等の実績があり、多くのプロジェクトとのPR事務局を会社内に設置されて取り組み中と聞いております。

今、この町に必要なものは知恵や仕掛けで実績があり、最少の経費で最大の効果がある取り組みとして検討の価値は、私は十分にあると考えています。

2点目の質問は、特A丹後米産地としての維持発展について、お伺いします。合併以降、豆っこ米の拡大路線を町が誘導してきましたが、これだけ米価が下がると、いろんな角度からの検討が必要であります。一つは豆っこ肥料の生産システムについて、抜本的な見直しの必要性についてであります。既に、この設備を設置してから15年余りになると思っておりますが、現在では生産量が需要に追いつかないと、また、数年間の経営修正を見ても、早期に改善する必要があると、こういう二つの難しい面を持っていると、このように思っております。

12月議会でも質疑をしたところですが、そのためには現在の機械、施設全般にわたって見直しが必要であります。町が直営で運営しているとはいうものの、加悦総合振興が撤退に至る経過の検証が十分であったのか、当初、施設設置の松下電工は、この分野から撤退しておりますが、いま一度、システム全体について見直す必要があると考えています。将来構想を含めての現状をお願いいたします。

二つ目には、報道によれば、与謝野町は科学技術を活用した農業を進める町と紹介されています。立命館大学の久保幹教授の開発されたSOFIXについて、ホームページで見ますと1検体2万円と表示されています。農産物の生産性が上がると強調されていますが、今後、どのあたりの農家まで、これを拡大を考えられておられるのか、この土壌分析の特徴や今年度の取り組みの成果

を評価をお願いします。参加された農家に聞きますと、まだ、十分理解ができにくいようなお話でございました。また、とても安定した感じがしないという印象を持ったんですが、本当に評価が定まっているのかどうか。

それから、三つ目には、町内での酒米生産の現状と今回、S O F I Xの関係かと思っておりますけれども、小西酒造との提携の経過をお願いいたします。白雪純米大吟醸与謝野機神を立命館大学、与謝野町、小西酒造との三者でつくったと報じられています。酒米は、現在でも不足と聞いていますが、受注はどのようになっていますか。この小西酒造の商品説明書では大吟醸酒ですから、コシヒカリ100%となっています。このやり方では米を50%まで削ってつくるわけですので、コシヒカリの一等米が要るわけではないと、このように思っております、二等米でも三等米でもですね、極端に言いますと、カメムシにかかった、被害を受けた米でも大丈夫と、そのように思っております。

これでは農家の手取りには全く寄与しないと、このように思っております。ただ、PR効果という点だけが残るかなと思っておりますけれども、また、町内からは、なぜ小西酒造なのかとの質問が多く聞くわけでございます。ひとつそのあたりについて、お願いいたします。

四つ目には、平成26年産米の価格が大きく下落し、JAに出荷している農家にわたる価格は30キロ、4,850円、最終的には、もう少し上の価格にはなると言われておりますけれども、平成26年産米9,660袋が出荷をされていると聞いています。改めて町が進めてきましたイトーヨーカドーさんとの取引がどのようになっておるのか、わかりませんが、私は農家が喜びを期待する価格にはなっていないのではないかなと、このように思っております。一俵60キロを18万円にも売る能力のある八代目儀兵衛との取引が、全くこのことでも農家経営には寄与していないと、私も思っております、やはり以前から提案しておりますように、町が汗をかく、先ほどの河邊議員の質問で、町長、お答えになりましたが、私はふるさと納税に特産品として組み込み農家の手取りをふやす取り組みが必要だと思っております。

昨年も滋賀県の大津市のふるさと納税に地元産米を組み込み、飛躍的に寄附金の額が伸びたと、この話を聞いてまいりました。町長のトップセールスをいよいよ発揮していただきたいと、このように思っております。

3点目の質問は、電子納品と電子入札について、副町長にお伺いいたします。副町長が入札関係のトップであるということですから、お伺いをいたします。まず、電子納品の現状についてお伺いします。これについては、町の要綱等はありません。京都府のガイドラインに沿った取り扱いになっているとのことで、当然、町としての規則や、私は要綱を持たれる必要があると、このように考えておりますけれども、このガイドラインを参考にしながらお伺いします。

電子納品とは、これまで紙で提出していた工事、業務の最終成果を通常では、この要綱に従って電子データで成果品を作成し、発注者である町に納入することです。このメリットとしては、成果品からCDにかわるため、保管量が大幅に減ります。紙の成果品がCDに置きかわることで省資源化が見込めると、このようにも考えられます。効率的な保管、管理を行うことで電子データの再利用が可能と、このようにメリットが強調され、本町でも既に数年前から電子納品になっているのではないかと、このように思っておりますが、現実としてはA級、B級とのかかわりとの区分によって電子成果品の対象も、当然、異なっているかもしれませんが、現在、本町

の場合は、どのようになっていますか。

二つ目には、私のところに、この紙ベースで提出を求められている、電子データで出すだけでなく、紙ベースでも出さなければならない。このことについてご照会を受けております。京都府のガイドラインでは当分の間は、従来方式の紙による完成図書を提出することとなっていますが、書類検査は電子データで行うこととされています。このように考えますと、本当に紙媒体が必要なのかと思いますが、町は本当に必要と考えておられるのかどうか、このことについてお伺いをいたします。

次に、三つ目には電子入札についてお伺いをします。私は、これまで何回か入札制度についてもお伺いをしてきました。電子入札についても、そのメリットを強調してきましたが、町側にもよくわかっているとは思っておりますけれども、これまでの答弁では町内業者の中にはインターネット環境を整えていない業者も多数あると、こういう答弁で、まだ、時期が来ないとのことで、京都府町村会の制度を活用すれば安価で制度の導入は可能としながらも、もし実施するとしてもA級から段階を踏んでいく必要があるとの答弁をいただきました。これが平成22年6月議会であったと思っております。しかしながら、これから一向に動く気配が見えないのであります。今回、改めて電子納品について京都府のガイドラインを見れば、コンピュータ環境が整っていない業者では、受注をしても電子納品は全くできないと、このことがはっきりしたと思っております。電子入札についても時代が要請、業者にも町にもメリットがある、この制度を早急に取り組んでいただき、そういうシステムをつくっていただくと、このことについて考えを、副町長の考えをお願いをしたいと、このように思っております。

これで1回目の質問を終わります。

議長（今田博文） ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、勢旗議員の1番目のご質問であります、観光振興策を問うについて、お答えをいたします。まず、1点目の海の京都の現在までの取り組みの評価と近隣市町との足並みについてですが、これまでに府北部の7市町で戦略拠点として一つの地域を選定し、当町では、昨年度に民間の方々を中心にちりめん街道を中心とした実践者組織を編成したところでございます。昨年7月には、「海の京都」が観光圏整備実施計画としての国の認定を受け、平成31年度に向けて、海の京都を日本でも有数の「ブランド観光地域」となれるよう、京都府をはじめ7自治体とともに一緒に取り組んでおり、現在、海の京都・与謝野町実践者会議において、ちりめん街道を中心としたマスタープランに掲げる戦略の具現化に取り組んでいただいております。その取り組みについて、海の京都トータルコーディネーターである観光地域づくりの専門家にも助言をいただきながら事業展開を進めているところでございます。

民間の精力的な動きには、私も大変期待をしており、民間のやる気ある方々の動きをとめるこ

となく、町も一緒になって精いっぱい取り組んでいきたいと考えております。また、近隣市町との足並みにつきましても、横の連携をしっかりとっていくことが非常に重要であり、府の関係各課、各市町、観光協会及び観光庁の認定を受けた海の京都の民間実践者である、観光地域づくりマネジャーなど、関係者での情報共有も行われているところでございます。

次に、ご質問にもございます、ロケーションネットワークは、いち早くロケーション活動を行っていた舞鶴市と京丹後市のフィルムコミッションと、福知山市もロケ地選定の取り組みがされていたことから、協働した取り組みを進めるために北京ロケーションネットワークとして設立をされ、各市町の範囲を超えた観光振興を進めることがねらいとなっております。また、日本海観光構想につきましても、海の京都構想を実現するための構想としての位置づけがございますので、海の京都エリアの観光資源を活用して、エリア全体の観光ゾーンとして推進をしていくもので、舞鶴港でも日本海側の拠点港に選定をされてから、韓国との定期航路を模索され、今日まで、韓国浦項市とのフェリートライアル事業や試験運行などが行われてきており、浦項市との航路開設も将来的に目指していく中で、このたび、韓国束草市との定期航路の開設の見通しが報道されたところでございます。舞鶴港では、これまでも大型クルーズ船が寄港し、大勢の外国人旅行者などが海の京都エリアを訪れておられます。このような取り組みが先行して進んでおりますけれども、当町にも経済効果が波及をするよう、市町を越えての海の京都の7市町と連携をとりながら、まずは、町内の地域づくりを推進をし、観光振興を推進する基盤をしっかりと整えていき、市町の壁を越えた海の京都としての連携、取り組みを進めてまいらなければならないと考えております。

次に、2点目の時代に合わせた観光協会法人化への指導についてですが、与謝野町観光協会では、海の京都構想など、観光振興を促進させる背景や第2期与謝野町産業振興会議から出された産業振興に関する提言書など、地域の観光推進に対する期待の声を受け、これらに対応していくため、昨年、観光協会のあり方について議論をされ、具現化計画としてまとめられたものでございます。この計画において、協会の円滑な運営を図るための法人化を検討するため、特別チームを編成して調査・研究を進めることとされております。全国でも、観光協会が法人化をされたケースはございますが、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利法人など、さまざまな形態があり、この具現化計画による組織強化を進めていく中で、どのような形態が適しているのか、十分に議論をする必要があるというふうに考えております。観光を牽引する、自走する組織としての協会としていくためにも、収益事業展開を行うなど、収支バランスをにらみ、ビジネス感覚を持った経営戦略が必要であり、しっかりと組織を構築していくため、町といたしましても、きっちりとかがわってまいりたいというふうに考えております。

3点目の日本遺産への挑戦をSL車両群についてでございますが、日本遺産制度は、文化庁が地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定し、観光振興など地域活性化に役立てる制度として、平成27年度に15件を認定される予定となっております。

加悦SL広場には、当時をはせる貴重な車両・客車など27車両を展示しており、中でも123号蒸気機関車が国の重要文化財指定を受け、また、11車両を町指定文化財に指定をしております。議員がおっしゃいます「SL広場車両群」の日本遺産への登録を目指すとするれば、現

在、進めております「海の京都」の取り組みのように、地域の歴史や文化、背景などをしっかりと整理した上で、車両だけではなく旧加悦鉄道遺産や大江山ニッケル鉱山跡地など、面的なストーリー展開をしていく必要があるかというふうに考えております。あくまでも、こうした地域の魅力を面的に整備をした上での取り組みになるかというふうに考えております。

4点目の本当に町に知恵を授ける殿村美樹氏のような人材の招聘をについてでございますが、殿村氏の活動を拝見をいたしておりますと、これまでから地方の産業や観光に目を向け、また、地方から、全国や世界に向けた情報発信を数多く手がけられ、これまでも、全国的に注目をされました、先ほど議員がご紹介なさったような「佐世保バーガー」や「ひこにゃん」、「うどん県」など独特のPR展開により、地方の課題について、現代に、どのようにすればマッチさせられるのか、時代に合った見せ方ができるのかを模索をされ、独自の戦略による事業展開により、町のイメージアップや、新市場の獲得などの実績を挙げておられます。

当町においては、織物や農業のものづくり技術を生かした新製品の販路拡大や、地域の観光資源などのPRなど、どのようにすれば魅力として感じていただけるのかのプロモーションが弱いというふうに認識をしております。

現在、海の京都観光圏として、エリア全体をトータルコーディネートされている専門家にも助言をいただきながら「海の京都」を全国の有数の観光地域としていくよう取り組んでおり、その動きの中で当町も事業を進めているところでございます。当町の特性を生かし、地域の課題を解決するためには、その分野に専門的に精通する人材が必要であり、外部から招聘することはやぶさかではないと考えておりますが、先ほどにもお答えをいたしましたように、海の京都エリアの統一コンセプトを十分ご理解いただくことが重要であり、海の京都観光圏としての観光地域づくりを京都府と7市町で協働して取り組んでいる現時点においては、京都府が依頼をされております、海の京都のトータルコーディネーターに積極的にかかわっていただいておりますので、現在の取り組みをぶれずに進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2番目でございます、特A丹後米産地の維持発展を問うについての1点目、豆っこ肥料生産システムの抜本的な見直しについてお答えをいたします。京の豆っこ肥料を製造する有機物供給施設は、平成13年に開設をしてから14年が経過しようとしており、設備の老朽化による不調が目立ってきています。それに加え、豆っこ肥料の需要は供給能力を上回っているといったことから、施政方針演説でも申し上げましたように、平成27年度において、有機物供給施設の抜本の見直しをすることとし、調査費用を予算計上いたしております。

現在の施設の状況は、計画製造量が年間300トン、臨時職員3名の体制で運転を行っておりますが、見直しの方向性としたしましては製造量、人員体制とも拡大・拡充を図っていきたいと考えております。

次に、2点目のSOFIXの1年目の実証、評価と拡大見直しはについてお答えをいたします。まず、SOFIXとは、土壌肥沃度指標といい、立命館大学で研究をされています。簡単に言えば、土の健康診断ということで、土の中の微生物量から土壌を診断し、適切な有機質肥料の量・バランスを考え、最適な土づくりの解決策を示すというものでございます。本町が、有機質肥料であります「京の豆っこ肥料」による土づくり、環境に配慮した農業を長年にわたり実践をしていることから、立命館大学との連携に至ったものでございます。

平成25年度にSOFIXによる、京の豆っこ米の肥料設計を行い、平成26年度に実証試験を行いました。平成26年度の実績といたしましては、水稻、施設野菜、大豆、ひまわりなどの圃場9カ所で、延べ30回の分析を行いました。評価につきましては、現在、立命館大学で最終の取りまとめを行っている最中でございます。なお、平成27年度においては、計50回の分析を予定しております。

次に、3点目であり、酒米生産の現状と小西酒造との提携の経過についてお答えをいたします。酒米につきましては、主食用以外のお米として、京都府を挙げて推進している品目でございます。

本町における酒米生産の現状は、「祝」が38.4ヘクタール、「山田錦」が7.1ヘクタール、「京の輝き」が18.8ヘクタールとなっており、特に「祝」につきましては京都府一番の産地となっております。小西酒造との提携の経過につきましては、先ほど申し上げました「SOFIX」の関連で、平成24年度から既に立命館大学と小西酒造が、農業の六次産業化及び「SOFIX」の普及を目的に酒づくりに取り組みされており、その流れで平成26年度については、本町に「SOFIXで診断をした京の豆っこ米でつくったお酒」の企画提案があったものでございまして、町としましては、産業振興会議の産業振興に関する提言書にございます、地域をたたえ、地域を紹介する「地讃地紹」と、域外から財を獲得する「地産外商」に基づき、与謝野町及び京の豆っこ米の知名度アップとお米の販路開拓を目的に生産農家と協議の上、企画を受け入れたものでございます。

次に、4点目の平成26年産米のJAへの出荷額は、1袋4,850円の時代、これまでの量販店販売では農家は守れない、今こそふるさと納税の特産に加える必要についてお答えをいたします。米価の下落は深刻な状況であり、対策といたしましては、人口減少等による需要量の減少、TPPによる輸入量の増加、そして、生産調整廃止による過剰作付など、将来的に勘案をする中では、相当量が安定して契約できる相手先として、大手量販店は有効と判断しております。これに加えまして、酒米の振興、農家の直接販売、そして、議員ご提案のふるさと納税なども有効と捉えており、平成26年度にはふるさと納税で京の豆っこ米などの町の優良産品を贈る仕組みを構築していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、私からの勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） それでは、電子納品と電子入札につきましては、私のほうへのご質問ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、電子納品と電子入札についてということで、1点目の電子納品の現状についてご説明を申し上げます。与謝野町では、平成19年度から特記仕様書の中で電子納品の試行を実施しております。具体的には、勢旗議員おっしゃっていただきましたように、発注価格といたしますか、公示価格によりまして、その内容は違ってまいります。

例えば、1,000万円以上4,500万円未満の工事の場合ですと、完成図書のうち工事写真につきましては電子化を実施しているということで、完成写真につきましては、電子化ということで、データで提出をいただくということになっておりますし、4,500万円以上の工事及び委託業務の場合には、工事写真及び書類等の電子化を実施していると、ただし、図面は電子化

によらなくてもいいという、試行段階というふうに、工事の額によりまして与謝野町でも一応、電子データでの提出というのは認めてますけども、具体的には、もう写真なんかほぼデータのメインでございまして、ほかにつきましては、やはり現場のほうに検査に向きますにしまして、紙ベースで図面とか書類は持って出ますので、なかなか現実とは合わないということがありまして、どうしても紙ベースが、現在はまだ主流になっていて、電子データは写真が主を占めているといったような状況でございます。

それから、電子データが副版である、当分の間という文言が京都府の電子納品ガイドラインの中にうたわれているということで、与謝野町は、この京都府の電子納品ガイドラインを参考にしておりますので、その関連でのお問い合わせだと思います。当分の間は、電子媒体は副版として位置づけ、従来方式の紙による完成図書を提出するものとするということで明記をされておまして、当面の間は、電子媒体は副版だということでございます。この明記されておるわけでございますけども、電子納品は共通仕様書で提出を定めている全ての書類の電子化を求めておらず、検査を実施する上で現場に持ち出しを行いまして確認するために、紙で作成された提出書類が必要であるという考え方から、これまでの紙のものを正本とし、容易に保存することができる電子媒体を副版としているというものでございます。

また、当分の間ということですが、先ほど申し上げました、前述の理由から紙の提出分は今後も必要で、それが不要となる技術の進歩やシステムの変更がいつごろになるかも予想できないために、当分の間という文言の表現がしてあるのでないかということでございます。

次に、3点目の電子入札に与謝野町が取り組めないのはなぜかということで、勢旗議員のご質問の中にも、平成22年ごろに質問いただいたということですが、そのときに、環境が整っていないという理由だったということをおっしゃってございました。その当時から比べますと、今は環境的には随分と向上したということでございますので、それが理由にはなかなかなりにくいかなとは思っておりますけども、電子入札は入札を実行するための一つの手法ですので、必ずしも直接的に入札の透明化につながるというものではありません。考えられるメリットとしましては、非常に多くの業者を対象として入札を執行する場合、つまり大きな自治体、入札参加者が数十社に及ぶような大きな自治体等で、同じ格付業者グループの中でも、全ての業者が対象とならない。いわゆる大規模な入札ということになりますけども、そういった入札のときには電子入札ですと、入札参加から落札決定まで、参加業者が特定できませんので、談合等の機会を排除でき、ある一定のレベルにおいて、公平かつ透明性が保たれるということが挙げられます。

また、電子入札ですと、入札に参加する業者の所在が遠方であった場合、入札会場まで、わざわざ時間をかけて足を運ばなくても、会社や自宅からでも入札に参加することが可能であるという面も、メリットとして挙げられます。これらのことを当町で検証いたしますと、まず、前者につきましては、当町の指名業者の格付は公開をされておりますし、さらに条件つき一般競争で入札参加の条件を指定するときは、そのグループ内全ての業者を対象といたしておりますので、参加業者が特定できることとなります。したがって、電子入札を導入しましても透明性を高めるためのメリットを、特に見い出せることはできないというのが1点でございます。

また、後者、遠方に向かなくても入札に参加できるという部分ですけども、後者、与謝野町の場合は、できるだけ町内の、できるだけというか可能な限り町内の業者さんに、全て発注をか

けておりますので、いわゆる町内の業者さんを対象にしているわけですから、入札会場まで遠く、遠方から足を運ばなければならないという事態は、そう考えられないということでございます。

ネット環境の構築につきましては、京都府の電子入札に参加される業者もふえてきておりますので、新たに業者自身の負担が増加するということは、ほとんどないだろうと、ほとんどないだろうというふうに思っておりますけれども、逆に与謝野町側のシステムの構築に当たりましては、やはり一定の経費がかかってくるということもございます。仮に、実施するにしましても、京都府のシステムを借り受けるといいますが、間借りするという必要があるのではないかなというふうに思っております。現在のところ、与謝野町の現在の状況で申し上げますと、電子入札を導入する必要性というのはあまり見い出せないという判断をいたしておりますので、そのようにご理解をいただけたらありがたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、それぞれ答弁をいただきましたので、若干ですね、質問したいと思っております。

まず一つは、北京都ロケーションネットワークですね、先ほど町長から答弁いただきましたが、これ入るとも入らんともいうような話ではなかったというふうに思いましたのでね、やはりこの観光を標榜する町としては、一緒にどこも足並みをそろえているんですから、やはり、私はこれはですね、入るべきではないかと思いますが、それはどうでしょう。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員からご提案がありました、ロケーションネットワークのことにつきまして、地域の観光資源、あるいは地域づくりがきちりとなされた上で参画することと、しないこと、これには大きな違いがあるというふうに思っております。

その認識のもとに、私といたしましては、まず、地域づくりであろうということを申し上げたというふうに思っておりますので、その考え方に従いまして、今後、そうしたロケーションネットワークに参画するかどうかにつきましても判断していきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） まあ、私は、この観光振興策ということで、いろいろ観光振興ビジョンからですね、ずっとスタートしてきておるんですが、私、町長、先ほどちりめん街道のことをおっしゃいました。私が一番気にしておりますのはね、このちりめん街道の、商工会が鳴り物入りでつくられた、ちりめん街道の提言書ですね、これが全く生きてないと。これ教育委員会の事務局も入られてですね、きちとしたものがつくられたと思っておりますけれども、全く生きていないと私は思っているんですけどね、この提言書と、ここ最近のちりめん街道の取り組みとの関係では、どういうふうに町長、思っていらっしゃいますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 数年前に商工会から提言を受けました、ちりめん街道の活性化プログラムと海の京都実践者会議の中でまとめております、与謝野町のマスタープランにつきましては、整合性が一定保たれているものであるというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、ちりめん街道をめぐる状況につきましては、変化がなかなか見られないというのは一般的な評価として、真摯に受けていきたいというふうに思いますけれども、現

状から、こういった施策を優先的にやっていくのかということについて、私どもは判断をしていくべきであろうというふうに思っておりますし、先日も、ちりめん街道周辺で雛人形をめぐるイベントであったり、あるいはちりめん街道の女子会の皆さんが主催をされたイベントには、多くの町内外からの来客があったというふうに聞いております。

そうした中で、ちりめん街道に、そうした活性を求める声、あるいは姿勢というのは強くなってきているのではないかというのが、私の認識でございますので、こうした地域を活性化していく重要な動きとして捉えておりますし、そうした行動を支援をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

- 1 4 番（勢旗 毅） 私が、この提言書の中で町長、一番気にしておりますのはね、あのときの提言書、ちょっと今、持ってきてないんですけども、いわゆる久美浜の稲葉邸の関係とのこともですね、かなりテーマに上がってると思うんですよ。やっぱりあの方向を目指す、ただ重伝建ですから、稲葉邸のように、好きなようにはやれないのだからという話はわからんわけではないんですけどね、やっぱりそういうことが一つの教育委員会も入った中で、あの提言書だったと私は思うもんですから、一つこのことについては、私は研究をしてもらう必要がある、保存をね、重伝建がきちっとして、地域で保存する。これはわかるんですが、やはり人に来ていただくことにはね、これなかなか、これだけ金かけて応援をしても、どうかなということになるんで、恐らく私はですね、京都府にしたって、これだけ宣伝をきばって京都府がやっておると、一体どうなんだという話になると思うんですが、そここのところをもう一回ちょっとお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご指摘をなさいました、久美浜の稲葉本家との関係性、関連性といえますのは、いま一度精査をする必要があろうかというふうに思います。

一方で、今現在、旧加悦庁舎の利活用につきましても検討を進めているところでございますので、そうした、ちりめん街道の一つの大きな拠点として整備をしていくこともできるのではないかとこのように考えております。

なかなか、観光振興、そして観光の地域づくりというのは時間がかかり、目に見えづらいものなのかもしれませんが、地域住民の方々との協働によりまして、一步一步着実に進めていくことが、長い目でみると必要であるというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

- 1 4 番（勢旗 毅） 一つ、観光振興につきまして、またこれは、新年度の中にもいろいろ出てきますんで、これはまた、このときに送りまして、一つ頑張っていたきたいと、このように思っております。

次はですね、過日、丹後農試ですね、弥栄町の、ここでありました、平成26年産米の丹後産コシヒカリの食味共励会で、最優秀賞に温江の宮本さんが選出を、受賞をされたと、こういう審査の結果が報道されておりますが、宮本さんのコメントではですね、コメントは、町で開発した肥料を使ったことが評価されたと、こういうふうにおっしゃっておられるわけですね、これはですね、豆っこ肥料のことだと、こういうふう思うんですが、そういうふう考えてみますと、私は、この豆っこの肥料について心配しておりますのは、非常に全体的に見直していただく、町長おっ

しゃいました、平成27年度で考えておるんだと、これは、私は、ぜひ、お願いをしたいんですが、今まで、それぞれの年にですね、やってもらいましたけれども、一番心配しておりますのは、やはり実際の肥料の生産費とですね、それから販売額との乖離がですね、私は一向に縮まらないということなんです。ここまでですね、与謝野町全体の豆っこ米をやっている田んぼが130ヘクタールでしたかいな、そのくらいになりますと300トンということになりますと、これを私は、農業の一定のコストと考えないかと、与謝野町の農業を守るためにはですね、この費用はコストだというふうに私は思ってるんですけども、しかし、それでもですね、いつまでも、どれだけひらいてもいいということには、やはりならないだろうと。財政がある程度回るときはよしいけども、非常に厳しいときが出てきたときにですね、私は、このことも非常に考えていかなん。

そうしますと、今のやり方自体をですね、もちろん今の機械が傷んだということで、機械を直したり、かえたりはしてもらっておるんですね。しかし、全体的に見直さないとですね、これは難しいときが来るんじゃないかなと、そういう不安を常に持っておりますね、農業の基本にすえてここまでやってきて、これからどんどん、これを使っていただくということと同時ですね、どんどんその費用が膨れていく、ここの一つの見直しとしてですね、私は、このシステムを見直さないかんじゃないかと、こう申し上げておるんで、一定の金額は、この豆っこ米というものを、旗を上げて頑張っていくということではですね、私は必要なコストだと、こういうふうに思っておりますが、そこのところは町長どうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま勢旗議員がご指摘をされました、豆っこ肥料をめぐる状況、有機物供給施設をめぐる状況につきましては、私も、そのような問題意識の中で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、平成27年度に予定をしております調査の中には、特許の取得というものもございます。さまざまな環境が変化をしていく中で、この豆っこ肥料のあり方、供給施設の特徴をきっちり継承していくためには、技術の確保、あるいは保護も必要であるというふうに考えておりますので、そうした観点からも豆っこ肥料、有機物供給施設が、よりよい形で継承されるように模索をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 大変ですね、これは難しい、相反することを求めるわけですから、難しい部分がありますけれども、やはりそのコストはどこまでだということの一つしっかりと出していただいでですね、そして改良をしていただいて、多くの農家や、あるいは消費者の方々に喜んでいただく、そういうふうに取り組みをお願いをしたいと思っております。

それから、先ほどのSOFIXとあわせて、今回、私も、ちょっと持ってきたんですけど、与謝野機神というですね、この新しいお酒を、白雪の小西酒造さんがつくられたということで評価しているんですけども、このことの中で、非常にすばらしい酒ができるということなんですけども、先ほども申しましたように、非常に、これ喜ぶべきことなんですけども、農業という観点から考えますと、本当に物すごく、これがプラスになるのかなというふうに思っておりますと、このコシヒカリ、これは全部ね、酒米は、私も今までの認識では酒米と、それに掛け米があつて、

そして酒ができると思って、これではですね、ここに書いてありますようにコシヒカリ100%ということですね、といいますとですね、いわゆる今の生産者の方にとりましても、コシヒカリの価格というのは非常に低いわけですね。豆っこ米やっても、農協が出した数字については先ほど言いましたが、9,000円弱ぐらい、前後しかないと、そういうことの中でこれができる。しかも、これで豆っこ米を使わんなんということになりますとね、非常に農家にとっても、ある面、評価されながら、いかなもんかなんということになるのではないかなんという、私は危惧といいますか、心配をしております。

そのことについて、米の消費もふえるんだと思うんですが、これによって、ですけれども、これが1,500本でしたかいな。これはこれでわかるんですが、農家の手取りがふえたりすることは全くないんでね。これを与謝野町のPR資料と見るのか、あるいは豆っこ米のPRと見るのか、その辺は、認識としてはどういうふうに町長、お考えいただいておりますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご紹介をいただきました、与謝野機神の生産につきましては、あくまでも農業振興の一環として取り組んだものでございます。この過程の中で批判されるべき、あるいはご意見を頂戴するべき点はあるかというふうに思いますけれども、与謝野機神の生産によりまして、確実にSOFIXの認知度も町内、そして、町外問わず高まってきたという実績はあるかというふうに思いますし、その機神の制作発表会後のSOFIXの研修会には町内外問わず60名近い農家の方が、その肥沃土調査に興味を持たれて来られています。

そうした中で、SOFIXを通じたお米づくりのすそ野は広がりつつあるということは現状としてあるので、成果として捉えるべきではないかなんというふうに思います。

一方で、多くの町民の皆様方から、与謝野機神の生産過程について、さまざまなご質問をいただいております。そうした点につきましては、真摯に受けたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この大吟醸ですから、これが普通の一升瓶にしまして5,400円ですか、そういう価格なんですけれどもね、コシヒカリを全部、半分ぐらいに削ってですね、そして、これだけで酒ができると、これはこれですばらしいわけなんです、京都では、この50%削った後のぬかを原料に使っているのが八つ橋だと言われております。このことを考えますと、私は町の六次産業化を考える上でですね、一つのヒントになるのではないかなんというふうに思っております。

ここに、この酒の瓶の、ここに豆っこマークが張っておりますね。これは町がつくっているマークなんですか。瓶にですね、豆っこの、これ入っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのように理解していただいたら結構です。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 持ってきておりました、このチラシを、ここにですね、京の豆っこというシールが張ってあるんですよ。これは町がつくっていらっしゃる、幾らかで町が、これは買い上げてもらっていると、こういうことでしょうか。ただで配っとる。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 詳細につきましては、農林課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。そのシールは町が作成しておりまして、豆っこ肥料を使った農産物の普及に対して生産者、また実需者に無料で提供をいたしております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） わかりました。いろいろ一生懸命やっていたいておるということは、よくわかりますし、評価をしたいと思っておりますが、残しております質問につきましては、これはまた予算や補正予算の中でやりたいんですが、先ほどの電子入札の件ですが、副町長にお尋ねいたしました。私は、これは、一つは時間がですね、電子入札をすることによって担当課も、それから、業者の側も時間がですね、私は非常に短縮できるんじゃないかというふうに思っておりますが、そのようなとらまえ方はどうでしょうか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） ご指摘のように、時間的には短縮になるというふうに思いますけども、今の与謝野町の規模を考えますと、また、町内業者に一定限定した入札ということになりますと、先ほど申し上げましたように、まだ、その域には達していないというか、必要性がないというふうには判断しております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 副町長、そのお考えはわからんではないではないんですが、一つですね、今、そういうふうになっていると、町もですね、いろんな情報化を進め、ITを使うということで、いろいろやってきてるわけですから、当然、業者も、それに対応するような仕事をしなきゃ、そういうことなんで、一つこのことについても、町が拒むということではなしに、前向きに検討をしていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、最後に、町長に1点だけお伺いをして終わりにしたいと思っておりますが、昨年の6月に、この与謝野町議会もですね、与謝野町地酒の普及促進に関する条例を全国の町レベルで初めて議員提案をさせていただきました。そして、このことについては山形県からも視察に来ていただいたということで、一定の評価がされたと、こういうふうに思っておりますが、昨年11月29日にですね、京都市の呼びかけで、みやこめっせにおいて、この日本酒条例サミット会議が持たれました。

町長も、担当課と含めて出席、業者も含めて出席をされておまして、参加者は京都市からの報告では、50自治体から150名、第2部では4,500名が参加されたと、こういうふうに京都市からは聞いておるんですが、この日本酒条例サミットin京都の内容について、ちょっと場が違いますけれども、お願いできませんか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 11月に開催をされました日本酒条例サミットin京都におきましては、私も担当課、そして、酒蔵の方々と参加をいたしました。その中で、条例普及を目指すシンポジウムが開かれる一方で、その会場の周りには地酒を販売するスペース、そして、地酒に合う京都のお総菜屋さんなどが集まられて、非常に多くの方々でにぎわったということを記憶いたしております。

その日本酒条例を普及していくサミットにおいては、いわゆる日本酒条例を制定をしております

す市町の取り組みが紹介をなされたというふうに記憶をいたしております。その中で、非常に印象的であったということにつきましては、その条例を制定をしておられる市町の酒蔵の皆様方が主となりまして域外、そして、地域の皆様方を呼び込んだ形でのイベントであったりとか、取り組みが非常に積極的になされているんだなということを改めて認識をしたところでございます。

私どもといたしましても、議会の皆様方からの提案で、そうした条例を制定をいただいております。

この条例を生かしていくためには、より積極的な普及に関してのイベント等をやっていかなければならないのではないかと考えておりますし、平成27年度におきましては、町内での地酒の普及を目指すための有線テレビを使った普及であったり、そうしたことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 地元から参加いただいた方も非常に高い評価をされておりましたし、また、よく売られてきたというふうに聞いておりますが、1点だけお聞きしときたいのはね、町長、これ町長、行っていただいたら、もちろんいいんですけども、議会からも議長か副議長はですね、私は行ってよかったのではないかなと思うんですが、そのところは町長どうですか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 確かに、この地酒の普及の促進条例につきましては、議会のほうからの提案で制定をされたものでございますし、サミットで発表なされた自治体においても、議会からの選出の議員さん等がいらっしやっていたことは事実でございます。

そうしたことを考えますと、私、そして、議会のほうからも出席できればよかったのではないかなというふうに改めて、今のご質問を聞いていて思います。どういう経過で、私のみが参加をすることになったのかということについては、承知しておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 今、町長のほうから、先ほど言っておりました、平成27年度の中で、このことについて考えていきたいと、こういうことで、商工観光課が行かれた復命書を見ましてもね、やはりそういうふうに書いていただいておりますので、ぜひとも、平成27年度の中の、一つの取り組みの一つとして、これは、私は考えていただく必要があると、このようにお願いしまして、終わります。

議長（今田博文） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、15番、多田正成議員の一般質問を許可します。

多田議員。

15番（多田正成） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、第63回3月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、皆さんもよくご存じのとおり、安倍政権によって、地方創生が強く打ち出されました。既に昨日から、多くの議員さんから類似した質問もされておりますが、今回、私のお尋ねしたいのは、現在、当町の直面する課題に、今回の地方創生制度が、どこまで活用でき、取り組めるのか。また、新たなまちづくりにどう取り組むのかといった観点から質問をさせていただ

きます。

まず、通告しておりますのは、1点目、各省庁など各支援プランに合わせ、当町の計画をどのように考えるのか。

2点目、「地方創生2つの輪」では、仕事創生、観光創生が主軸であります。仕事創生、観光創生を、どのように考えるのか。

次にもう1点は、観光協会のあり方について、検討委員会の具現化計画書がまとめられ、具現化に向けて行政協議も行われているようですので、当町の今後の考え方、あるいは取り組みなど、お尋ねいたします。

さて、今回の地方創生法案、まち・ひと・しごとについて、地方の抱える人口減少、超高齢化という危機的な現実を直視しながら、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、大都市への一極集中による地方の衰退を防ぐことを重要課題とし、基本目標は地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するというものであります。

今回は、地方の主体的な取り組み、つまりみずからのノウハウ、アイデアを持って計画しなければ制度が活用できない。よって、当町も、どのように取り組みができるのか、従来のばらまき型の投資手法とはならないとまで言われております。

1988年の竹下内閣、ふるさと創生資金1億円が各自治体に配られたことを思い出しますが、ふるさと創生のための資金でしたが、各自治体とも何の創生も成果も出せなかったのが実態であります。その後も地域再生とか、地域活性化など、呼び名は違えども、政権が変わるたびに支援策が打ち出され、目的は同じように地方創生、地方再生策でありました。

しかし、地方は全く活力も出せないまま、人口が減る一方で、地域経済は衰退したのであります。ご存じのように日本創成会議では、2040年には全国1,800の市区町村のうち、約半分は存続が難しいと予測されております。現在の京都府下の自治体の中でも、当町も、その予測範囲と言われている。当町の平成26年12月のデータから自然人口推移を見ますと、出生が149人、死亡が333人と、その差は184人も減少しています。

また、社会的人口推移ですが、転入が475人、転出が630人と、これも155人の減少となっております。合わせますと、当町の人口が平成26年、1年間で339人も減少していることとなります。このまま続きますと、将来、存続の難しい町となりかねません。何としても人口減少を食い止め、そうならないためにも、当町の創生計画をしっかりと作り上げていただきたいのであります。

振り返ってみますと、ここ6年間、観光振興ビジョン、産業振興ビジョン、商工会によるちりめん街道、行動プログラムなど、多くの町民の力で作り上げた振興ビジョンに期待をしましたが、ビジョンは眠ったまま生かされておりません。施策を利用した安易な計画や、その場逃れ、傷口にばんそうこうといった取り組みでは、幾ら制度があっても地域は再生できないと考えます。

今回だけは、そうならない取り組みであってほしいと願っております。創生計画が確かな計画で、行政評価システム、PDCAと重要業績評価指標、KPIがしっかりと組まれたプランでなければ、今回、認められない可能性もあります。なぜなら、今回は的確、客観的な現状分析と将来予測を踏まえた中長期を含め政策目標、数値目標を制定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い施策を集中的に実施するなど、従来の取り組みの延長線上にはない、次元の異なる、大

胆な施策を中長期的な観点から、国では結果が出るまで断固として強く実行していく、そのために縦割りを排除し、ワンストップ型の施策を展開し、各自治体の提出した総括創生プランの適正化を判断し、石破創生大臣みずから各省庁とかけ合い決定することとあります。

つまり自分たちの町は自分たちでつくれ、都道府県は各自治体の指導者となれ、国は支援に徹底するとまで言っておられます。

それを踏まえ、当町の人口減を食いとめ、地域をどう創生していくのか、当町の抱える課題をしっかりと見据え、現況の分析と整理、スクラップ・アンド・ビルドと、大胆な施策や改革など、まち・ひと・しごと、将来の展望の創造、行財政にも影響を及ぼす新たなまちづくり、つまり当町のグランドデザインをどう描くのかに、当町の将来が見えてくるのであります。そういった意味では、当町の将来を占う正念場ではないかと考えます。町長は、いかがお考えでしょうか。

今回の3月議会は、町長の初めての本格予算と地方創生プランとのまちづくり、平成26年度の補正にも、地方創生前倒しプランを加え、13カ月予算としておられます。

国では、平成26年度として、地方創生予算額4,200億円、そのうち経済対策に2,500億円、ほかに先行型に1,500億円を12月27日に閣議決定しました。当町は補正に約1億円の予算がいただけるようですが、前倒しプランの補正に組み、事業に取り組みれることは、まさしく町民の期待するところではありますが、事業計画が将来の経済発展の礎となる本物志向でなければ意味がありません。果たして、そうなっているのでしょうか。

次に、観光協会のあり方についてお尋ねいたします。平成26年に、与謝野町観光協会のあり方検討委員会が立ち上がり、6月26日に第1回目の検討委員会が開催されたようですが、その後、7回の検討委員会で意見がまとめられ、具現化計画書ができ上がり、具現化に向けて行政協議も行われたと聞いております。

今回、「地方創生の2つの輪」の仕事創生と観光創生とも関係があることですので、新たな観光協会が生まれ変わり、地域経済の活力につながる観光協会に期待するものであります。そうでないと、行政の助成、あるいは会員が会費を納める意味がありません。当町の地域振興計画と観光協会の取り組みが双方相まって地域経済の活性と振興につながるものと考えますが、現在、その仕組みづくりが問われています。

私は、当町の営みの中で、地域経済のかなめは商工会、観光協会、農協、金融機関と考えております。それぞれの役目の中で団体の力を出していただき、仕組みを構築しなければ、新たな経済発展は開けない。例えば、5者が主体となって、行政サポート法人、あるいは観光振興公社のような法人化に取り組み、実体経済を動かすプロ組織をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以前、一般質問で、そういったことも提案いたしました。前町長は、そのことも重要だと思いが、今では時期尚早ではないかと言われました。しかし、今回は地方創生の2つの輪に仕事創生と観光創生が主軸であります絶好のチャンスと考えますが、町長は行政として、今後の経済発展を考える中で、観光協会の位置づけをどのように考えられるのか。

また、観光協会への指導性、あるいは今後の観光協会との関係をどのように築かれるのか、ご所見をお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、多田議員のご質問の1番目であります当町の地方創生プランを問うの1点目、本町の地方創生のご質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生法が11月の末に施行され、国を挙げて地方創生の取り組みが進められることとなりました。この地方創生の取り組みは人口急減、超高齢化が進む日本におきまして、人口減少と経済の縮小の悪循環を断ち切り、将来にわたって活力のある日本社会を維持することが目的となっております。

我々地方におきまして、都市部より先行して人口減少が進んでおり、地方は自立成長につながっていくよう、みずから考え、戦略を策定し、責任を持って遂行することが求められているところで、与謝野町におきましても国の取り組みを勘案した上で、与謝野町独自の地方版総合戦略を策定することといたしました。

このまま、何もしなければ人口はどんどん減っていくという推計が出されているわけですが、人口に関しまして、本町は、どのような将来を目指すのか、そして、それを実現をしていくために、どのような施策を講じるのかといった人口ビジョンと総合戦略を、平成27年の秋をめどに策定していきたいと考えております。また、計画を策定する体制につきましては、私を本部長とし、全ての課長職で構成をする創生本部と、民間の方々に構成をする有識者会議を立ち上げていきます。創生本部で策定をした計画案に対する意見聴取や、逆に有識者会議からご提案をいただくといった形で、双方で議論を重ねながら策定を進めてまいりたいと考えております。

当町での取り組みは始まったばかりでございますので、将来像や具体的な取り組みにつきましては、これからということでご理解をいただきたいと思います。国の総合戦略におきましては、地方に雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現する、時代に合った地域をつくるという4本の基本目標を掲げていることから、これらを勘案した取り組みが本町の総合戦略にも盛り込まれていくものであるというふうに考えております。

取り組みはこれからと申し上げましたが、先般、国の平成26年度補正予算におきまして、地方創生先行型として臨時の交付金が措置をされ、地方版総合戦略に位置づけられる予定の事業に対しまして、この交付金を活用できるとのことですので、仕事の分野にかかる事業を先行して交付金対象の事業とし、本町の補正予算にも計上させていただいたところでございます。この交付金とは別に、それぞれの省庁で地方創生の取り組みが進められており、その中で地方向けの補助事業もあると聞いております。省庁の補助事業に合わせて、本町の取り組みを計画するものではございませんが、本町に合ったご支援であるならば、今後、活用できるものは活用しながら、地方創生の取り組みを進めていきたいと考えております。

最後に、多田議員からは、仕事創生と観光創生の二つが主軸であるというお考えを聞かせいただきました。今回の地方創生の取り組みについては、これまでの地域活性化とは違うと、地方創生大臣は次のように、おっしゃっておられます。

昭和の時代からやってきた新幹線、高速道路、空港、港湾や箱物の建設といった公共事業より雇用が創出できる時代は、もうとっくに終わっており、それぞれの地域の特色を生かした取り組みを地方自身が考え、責任を持って取り組むことであると。私も、そのとおりであると考えてお

り、施政方針で申し上げましたように、充実した子育て支援、多様性を重視した教育、安定した福祉、攻める織物や農業への転換、生活基盤の整備により魅力のあるまちづくりを進めていきたいと考えております。その中で、観光も含めて、仕事というのは、この町で暮らしていくためには大変重要なことであるというふうに考えております。

多田議員のご質問の2番目でございます。観光協会のあり方について問うにお答えをいたします。

現在、全国の各地域において観光振興による地域活性化の取り組みが行われている背景には、人口減少社会において交流人口を拡大することにより、人と人とのつながりを深め、地域資源を磨き上げることにより地域力を高めていくという意識が芽生えたことによるもので、この取り組みは、まさに、これからもさらにふえることが予想をされています。

これは、与謝野町でも例外ではなく、地域の自然、歴史、文化などの資源を生かした観光振興により、交流人口の拡大を図っていくことが、観光業界や産業界、さらには地域住民からも期待をされているところで、この役割を担うべく組織として期待できるのが観光協会であるというふうに考えております。

海の京都の展開では、地域づくりのワークショップから、地域の本質をコンセプトとして導き出し、地域独自の魅力として語れるようになること。来訪される方にもコンセプトの魅力を感じていただき、来てよかったと感じていただく仕組みをつくることを地域住民や民間の方々とともに取り組んでおり、町といたしましても、この海の京都の動きをとめることがないように進めていくことが重要であるというふうに考えております。また、京都府や近隣市町及び関係者と協働をし、海の京都が日本有数のブランド観光地域として認められるように、引き続き精力的に取り組んでいくものであり、そのためには、地域が一体となり、観光協会をリーダーとして主体的に取り組むを進めていくことが必要との声が上がっております。

このたび与謝野町観光協会では、このような声を真摯に受けとめられ、平成26年度当初の通常総会において、組織強化を進めることを事業計画として確認をされ、後援会会員による与謝野町観光協会あり方検討会を立ち上げられました。この検討会では、協会の目的、役割、組織体制、事務事業の中身について研究を重ねてこれ、協会のあるべき姿を報告書としてまとめ、与謝野町観光協会長に提出をされました。

さらに、この報告書をどのように具現化していくべきかを協会の役員で議論をされ、昨年末、具現化計画として町へ提出をいただいたものでございます。この具現化計画には、これまでの観光協会の目的として観光資源のPRを実施するのみではなく、観光振興事業の推進による地域経済の発展と文化の向上に努めることを盛り込まれ、観光から地域経済発展につなげることを目指す組織になることを確認されています。

同協会が行っている事務事業の運営を見直し、自走するための組織強化を図るための基盤を来年度に構築をされるものとして受けとめており、協会みずからの取り組みを早急に実行していただけるよう、現在の協会では実施できないことに対して、組織強化を図るための経費として、一般会計補正予算に計上して、支援を行っていくことといたしております。また、海の京都構想の展開がある中、与謝野町が立ちおくれることなく事業を実施していく必要があり、観光協会が町の観光振興の第一線を担うべき立ち位置であることを、しっかりと自覚をしていただく必要があ

るというふうに思います。

町といたしましても、協会が行う事務事業の進捗を注視し、意見を申し上げていくことはもちろんのことですが、早い段階での協会組織づくりが実現できるよう、きっちりと指導していくとともに、観光協会には、町の観光振興の牽引役としての役割をしっかりと果たしていただくことを強く望んでおります。

さらに自主事業の積極的な実施により、ビジネス感覚を持った事業展開による組織運営が実現できることが、目指す組織のイメージ像でありますので、町も一緒になり取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、多田議員のご質問に対する答弁といたします。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） ご答弁いただきました。まず、私がいつも申し上げてるのはですね、当町の今、抱えている課題、この課題を解決、まずしなければ、当町の将来がないと私は基本的に思っているものですから、まず、今回ですね、当町が今、取り組まなければならない課題は、町長はどういうことだというふうに思われますか、まず、そこからお尋ねいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が取り組まなければならない課題について、施政方針演説でも、るる申し上げてきております。それに加えて、非常に重要であるということ、課題につきましては、人口対策が、まさに、その中心であるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 国でもですね、今回の地方創生は人口の減少、地域の減少を、どうしてとめていくか、一極集中型をどうして克服するかということなんですけれども、町長は、その人口減少は、我々、誰にでもわかるわけなんですけれども、どうした施策で人口を食いとめていけばいい、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が考えます人口減少対策といえますのは、一言で申し上げますと、魅力のあるまちづくりであるというふうに考えています。

その中で、特に重要視をしているのは産業振興政策であり、あるいは、教育政策であるということは、先日の施政方針演説でも申し上げたとおりでございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） まさしく町長は今、新産業の創出と、それから、観光振興を進めようとしております。そうして、魅力ある町をつくれようとしているのではないかなというふうに考えております。

しかし、魅力というのは、私たちが言葉で言っても、何をしても、相手が魅力を感じてくれるのは何だということですね。我々が題材を台にしてうたい文句をきれいに作り上げて、そして見せるのも一つかもわかりませんが、やはりこの町に訪れた人が、何か魅力を感じないと、私は、それは魅力とは言えないというふうに思っております。その魅力があればこそ、例えば先ほども、河邊議員が、ふるさと納税のことを言われました。ふるさと納税にしても、この町に魅力を感じるから、この町を応援しようというお金が集まるわけで、私たちはもらおう、もら

おう、もらうことばかり考えてますけど、何の魅力も発信しないで、それはないというふうに思っております。

そういった、観光でもそうですけれども、やっぱり、その魅力をどうしてつくるかということなんですけど、魅力を出すためには、まず、若い方が、この町に住んでいただいて、どうこの町で生きていくかという魅力をつけるのには、やはり少しは制度に問題があるんじゃないかな、思い切った、そういった若者の住む制度をどう考えるかということを思うわけですけれども、町長は、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 若者が集う町であるためには、どのような施策を推進しなければならないのかというご質問であるというふうに認識をいたしております。

その観点に立った上でも、この町で働くことができるということは非常に大切であり、また、若者世代ということになりますと、子育て世代でもございます。この町で、多様な教育、そして、一貫性のある教育を受けることができるという判断がなされるのだとしたら、この当町へ住まわれる方というのがふえてくるのではないかと考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） そういった若者が、この町に住む、また、それこそ、よその町では婚活やいろんなことに、町が取り組んでおります。まず、結婚をして、地方創生にも書いてありますけれども、まず、結婚して子供をつくって、そして、この町で生きていくことこの循環で、それが少しでも多くなればいいということですが、あまり夢みたいなことを言ってもじゃあないんで、私は、何か、例えば、この町で結婚すれば、タックスヘイブンの町であるとか、そういった特徴のある、その町をつくり上げて、そして、ここ10年間はずね、そのことによって住んでいただく、そして、住みついていただくというような、そういう制度、これはできる、できるは別として一定の、そういう制度は、町長はお考えでないのでしょうか。

そういった、具体的に取組まないと魅力を感じません。やはりこの町に産業がありませんし、産業をこれからつくるといっても、なかなか問題で、地道につくっていくんですけど、まず、この町に住んでいただくために、どうして、若い人に利点を与えてあげるかということ、その中で、この町に寄ってきて、また、人口がふえれば商業も発展しますし、そういったこともふえてくると、そういうサイクルにならないといけませんので、そういった制度を考えるといったようなことは、町長はお考えでないのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご提案をいただきましたことについては、政策的なインセンティブを設定することにより、若者の流入を促進するということであるというふうに思っております。この若者が、この町に流入をするということを想定をいたしましたときに、一つは起業があるのではないかと考えております。起業といいますのは、みずからビジネスを起こすということでございます。このみずからビジネスを起こすということにつきましても、積極的に支援をしていくために、平成27年度には創業支援計画等も策定をし、国に申請をしていく所存でございます。

また、産業振興政策においても、さまざまな魅力、魅力というか、特徴のある制度改正を行う

ことといたしておりますので、そうした改正案等が多田議員がおっしゃる政策的なインセンティブにかかるのではないかなというふうに思っております。

また一方で、教育の面におきましては、例えば過日、ウェールズのアベリスツイスの大学との連携協定を締結をいたしましたし、そうした、この地域が世界に開かれているということを少しずつ認知していただくことによって、いわゆる町の魅力としての一つとして捉えていただけるものではないかというふうに考えています。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） そうしてですね、人口減少をせめてとめる、あるいは若い方が、この町に住もうというまちづくり、それを魅力で、どう見せるのかということであります。それは産業も当然必要ですし、そういった制度によって人を寄せるといってもあるでしょうし、観光によって寄せるということもあるでしょうけれども、全てのことを想定して、どうして、この町の人口を少しでもふやしていくという施策でないと、今の状態では、それこそ存続のない町になりかねないというふうに、私は思っています、今回そういった地方創生の制度を使って、どうこの町を新たに作り上げていくかということを実際に考えていくいいチャンスかなというふうに思って、私は、このことを一番心配しております。それはなぜだといいますと、町政の財政状況を見せていただいても、今の状態では赤字がずっと続いて、赤字がだんだんふえていくというシミュレーションまで出しておられます。それは多くの課長さんの知恵で食いとめていただけるとは思っておりますけれども、やはりそういった現状が、今、目の前にあるわけですから、やっぱりそういったことを真剣に、このチャンスにつくり上げていただきたい、新たな町にしていきたい。

今の現状でいいますと、3町が持ち寄った財産を一生懸命管理して生きているというのが、今の現状だと私は思っています。もっと、ここ合併特例債で、ここ10年間で、少し方向性が新しくまとまって、一つの町として進むのかなと思っていたら、一生懸命、守るのに一生懸命で、きょうまで私たちの責任もありますけれども、そういったことを感じておりますので、町長に、今回の、この機会を絶好のチャンスと捉えて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。それもまた、新産業もいろいろと補正のほうで出ておりますので、また、そのときにお尋ねしてみたいと思いますが。

それでは、次に話題をかえてですね、話題をかえるというよりも、地方創生のことを聞いておりますので、まず、地方創生なんですけれども、ここに将来の人口増だとか、ここにあるんですが、地方創生のプログラムですね、制度のプログラムがあって府から、国から府、それから、町のものまで出とるんですが、私はですね、新たに、この委員会というのか、有識者会議も必要なんですし、それから、その本部会ができ、町長を本部長として本部会があるわけですが、ここに、ここまで出て、府の状況までここへ出ております。このことをいかに我が町に合わせ実行していくかということで、十分この町が洗い直せると思っています。今から改めて、うちの町はどうしようということを考えるのではなく、このことがまさしく今、うちの町の課題だと思っています。

これは、うちだけでなしに全国同じだと、実態は思っています、このことにどう一つずつを取り組んでいくかということであるのではないかなと。ですから、有識者の意見を聞いていただきながら本部会で、このことをどう進めるということだけでいいと思います。どういうことに取り

組むんだという必要はないような気がするんですが、町長、その辺はどう思われますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がお手元に持っていらっしゃいます資料につきましては、国の地方創生の考え方、そして、京都府の地方創生の考え方について、大枠を設定をされたものであるというふうに認識をしております。

その中には、どのような形で人口減少の問題に取り組むべきかという観点の中で、さまざまなメニューも上げていられるというふうに思っております。今後、与謝野町のまち・ひと・しごと創生本部で、地方版の総合戦略を策定していくに当たって、一つの指標となる重要な計画ではないかなというふうに考えております。したがって、会議の進行の段におきましては、それが一つの指標になりながら議論を進めていくことになろうかというふうに考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 当町に、どうしてプログラムをつくるか、計画書をつくるかということ、これから秋までにつくり上げていただくと思うんですが、まさしく、この府がですね、府は府として物事を考えるんでしょうけれども、国にしても府にしても自治体がしっかりした人口の状態を出したりなんかすれば、府は、それで人口減少がとまるというデータが出せるわけだし、やっぱり地域が一番、僕は大事だと思っております。

自治体が一番大事だと思う。それを持ち寄って府は集計して、こうだというだけの話でして、府が取り組んでくれるのであれば、何も町が取り組まなくても、府が調査をして、きちっとしてくれて手当てをしてくれたらいいわけですから、僕は、そうではなしに、やっぱり地域が一つずついって府に持ち上がる、府から国へ持ち上がるというような関係なんですけども、そうでしたら、うちの町がですね、今回、プランを出して、例えば申請しようとするときに、府を通してするのか、もう言いましたように、直接、創生大臣のほうに申請されて、直接、予算がおりてくるのか、そこはどのような関係になっているんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど私、答弁をいたしました内容については、国、京都府の地方創生に対しての、ある程度の計画が定められていく中、そうしたものを勘案しながら、私どもの総合戦略を策定していくべきであるということを申し上げました。

その上で、これから策定をしていく総合戦略を、どのような形で京都府、そして、国に対して提出をしていくかということになったときに、京都府を経由をしていくということもあろうかと思えますけれども、当然のことながら政治レベルでもやりとりをしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 地方創生はですね、これからの問題ですし、今回、私の町の抱える課題を、どう克服して、新たな町にしながら創生をしていくかということが、私の考えというのか、思いというのか、それが、この制度に当てはまるのかどうかはわかりませんが、私が夢を見過ぎなのかもしれませんけれども、そういったことで、当町の抱える問題を洗い直して、そして、町長の年代の方々が生き生きと、この町で生きていける、生活していけるという、まちづくりを今から、この創生を使ってつくり上げていただきたいというふうな思いで、今回、質問をさせていた

いただきました。それでは、時間の関係もありますので。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 昨年より、非常に活性化しております地方創生の動きにつきましては、一番最初のご質問でおっしゃいましたように、これまでの地方分権の流れの中にあるというふうに私自身は位置づけております。

その上で今現在、政府が出しております地方創生のプランにつきまして、完全なものではないというふうに私自身も認識しておりますし、大枠の地方分権の流れの中で、この地方創生を、どのように位置づけたらいいのかというような中で、私どもも積極的に改善案を政府のほうに提案してまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） それでは、観光協会について2回目の質問をさせていただきます。

この観光協会については、先ほど勢旗議員のほうから同じような質問が出ておまして、私が聞くまでもないんかもわかりませんが、提出しておりますし、時間ももう少しありますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、今回、観光協会みずからが委員会を立ち上げて、組織の強化が必要となる背景、現状とか、なぜ改革が今、必要なのかと、目指す組織はとか、具現化して協会、組織はどうなるのかというようなことを概要として上げておられます。

町長も、この観光協会の具現化の計画等を上げるために協議をされたと聞いておりますけども、その協議内容は、どういう協議内容だったのでしょうか。

例えば、協会が、要するに今の補助金ではだめだと、もっと上げてほしいとか、こういった計画があるから、もっとこうして予算をふやしてほしいとか、そういった協議だったのか、どういう、観光協会との協議をされたのか、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私と与謝野町観光協会の皆様との懇談の場といいますのは、就任以降、幾度かございました。その中で要望、あるいは協会の思いを受けるに、非常に強調されておられたと記憶をしているのは、観光協会の人員の配置であったというふうに考えております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 今、人員の配置ということで、新たな人材を迎えて新しく取り組みたいという話を聞かせていただいております。そのことはそれで、私は問題ないと思うんですが、私は当町はですね、観光協会も、きょうまで新しく、与謝野町になってからでき上がりましたけれども、きょうまでの観光協会はその役目をしておられましたけれども、観光振興ということについては、ちょっと疑問を感じておりました。

しかしですね、当町、どうしても観光協会、観光で事業を成り立たせようと思うと、非常に難しい町であります。ですから、つくり上げた観光をしないと、なかなか観光で生活ができるというところにはいきませんので、そこら辺は町長は、どのように考えておられますでしょうか。まだまだ観光は、うちの魅力を出せば、魅力と、今の施設で十分魅力は見せれるんだというふうに思っておられますか、そこら辺はどうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私、先日の施政方針でも申し上げましたように、この観光の取り組みの根本の考

え方というのは、この地域に暮らす人たちが幸せであるかどうかであるというふうに思っております。住民の皆様方が幸せであるのであれば、そのうわさを聞きつけたり、情報をキャッチをされて、この町に来られる方というのがふえていくであろうという考え方に立脚をしているところでございます。

そうしたことを考えますと、例えば、お隣の宮津市、あるいは、京丹後市のように、当町は大きな集客ができる観光資源というものが欠けているという認識でございます。したがって、観光につなげていくためにも、例えば、ものづくりの現場をきちっと見せていく、あるいは歴史的な背景を説明していくといった細やかな対応が必要であるというふうに考えておりますし、そうしたワンクッションを置くことで、観光につなげていくことができるというふうに思っておりますし、その余地は十分にあるという認識をしております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 町長のおっしゃるとおりで、歴史はいっぱい立派なものがあると思います。今、織物にしてもそうですし、農業にしても体験型が作り上がりますし、幾らでもあるんですけども、当町は、私の考えるのには、うたい文句はいいんですが、受入体制が全くない。

例えば、ちりめん街道でも、あそこを拠点として大きうたっておる割には、バスの10台も入れません。要するに、先ほども勢旗議員が言われましたけど稲葉邸、久美浜が、あそこの稲葉邸を中心にして、あそこの地域全体を重点道の駅として今、取り組もうとしておられます。それには、やっぱりバスも、19台も入れたり、乗用車であれば40台ほどとめれるスペースがありながら、そういった取り組みをしていきます。

うちの町は、バスをどこへ置いたらええ、わからへんようなところではあきません。そういったインフラ整備は町の仕事ではないかなと。地域を盛り上げるのは地域の方々、そこへ住む方々がどうしてするかということになるんですけども、行政というものは、そういったインフラ整備をどうしてつくって、お客さんを呼ぶかということですね。

先ほども勢旗議員が言われましたので、言うほどでもないんですが、大型船も、ことしの2015年のクルーズ船の入港が予定されております。9隻も9月までに入ってきます。その1そうが伊根湾に、1そうは入る予定です。伊根湾は、そこから小舟で伊根に渡して観光をさせるといった、そういった取り組みがされております。そういった多くの観光客が舞鶴まで来るとは、うたい文句はいいんですが、うちの町に引っ張る手だてがありません。受入体制がないからであります。私は、そこが一番ポイントだと思っています。いろんな歴史も生かされますし、文化財も生かされますし、そこはいいんですが、そこが一つも取り組まれてない。

ある府の、名前は伏せますけれども、偉い方と話してましたら、物すごい与謝野町はノウハウを持った若い方がいっぱいおいでます。そのことがすばらしいですとっておられました。ただ、そこから先、事業にしたり、そこから先、マネーを放り込んで投資をして、どうだという組み立てて動かす人がいない。そういった心配をされておりました。

町長、そこも頭に入れながら、今後の観光をどうしていくんだと、本当に観光で交流人口もふやさないけません。先ほどの人口減少も食い止めないけません。それも制度や、いろんなことを考えて食い止めていただく。そして、若者の魅力のある町にどうしてつくるかということも、もう一度振り返って考えていただきたい。

ただ、ここにもいろんなことが書いてありますけれども、観光の写真も出たり、先ほども言っ
てましたように、いっぱい計画されています。そこまでのノウハウは素晴らしい、私も、そう思
っています。そこから先が問題なんです。それは、町でインフラ整備をして受入体制をするとい
うような、そういうことが町の仕事だと。それはなぜかといいますと、道路一つつけるにしても、
そういうことを含めて、道路がついていくわけですから、目の前の、この事業ばかりで、このペ
ーパーばかりでやっておっても、これは幾らたつてもなりません。それが、私は、勢籙さんも言
っておられましたけれども、観光ビジョンにしても産業ビジョンにしても行動プログラムにして
も、何かいいものがあるのに眠ってしまっているということだろうというふうに思って、否定的
なことばかり言いますけれども、将来に向かって、そこを考えていただきたいなというふうに思
いますが、町長、最後に町長の、そういった思いを聞かせていただきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま、多田議員から多くのご指摘をいただきました。中には、そのとおりだ
ろうなということも思います点もございました。そうしたことについて、私たちはきっちりと受
けとめていきたいなというふうに思います。いずれにいたしましても、当町の観光のあり方につ
いては、まだまだ発展をする余地があるというふうに考えております。

そうした批判、そして、ご意見を受けとめながら、現状から出発するしか、私はないというふ
うに考えております。まさに、私どもが試されているのと同時に、地域の住民の皆様方、それぞ
れが試されている時代に入ってくるのではないかとというふうに考えましたときに、観光協会のあ
り方、そして、ちりめん街道でお暮らしの皆様、そして、この地域を観光、あるいは交流人口で
盛り上げていきたいと思われる方々のご協力なくしては観光振興、交流人口の増加は無理であろ
うというふうに思っておりますし、私ども、本日、多田議員、あるいは勢籙議員から多くのご指
摘をいただきましたので、そうした点を勘案させていただきながら取り組みを進めてまいりたい
というふうに思います。

いずれにいたしましても、短期的な小手先のことをしていても私は仕方がないというふうに思
っております。中長期的な視点に立った上で、今、やらなければならないことは何なのかとい
うことを一つ一つクリアをしていくことが必要であろうなというふうに思っておりますし、私は、
それはできるというふうに信じております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 町長も、ぜひともですね、そういった当たりを考えながらまちづくりをしていた
だいて、活気ある昔に返ったような与謝野町にさせていただきたいというふうに思っております、
質問を終わります。

議 長（今田博文） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで3時20分まで休憩します。

（休憩 午後 3時06分）

（再開 午後 3時20分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許可します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 日本共産党の伊藤です。

それでは、事前通告に基づき、米軍基地も原発もTPPもない、安心して住み続けられる与謝野町をと題して一般質問を行います。

現在、与謝野町を取り巻く情勢は、極めて深刻な状況に立たされています。それは、今、与謝野町が地域経済や雇用などの面でも、かつてない疲弊し、住民の営業と暮らしが立ち行かなくなっているもとで、新しいまちづくりへと住民とともに全町職員、町長はじめ管理職、そして議会も含め一丸となって前に進もうと努力しています。地方の時代とか地方分権などと言いながら、国の地方財政対策は、この間、大きく後退させられています。このときに、安倍政権によるアメリカの米軍基地、Xバンドレーダーの本格的な稼働や原発問題と再稼働の問題、TPP参加への動き、加えて消費税10%への増税、解体とも言うべき社会保障の連続的後退など、このような重大な難題が、この私たちのふるさと与謝野町にも襲いかかってきていることであります。これらの悪政の暴走政治が、この丹後地域に集中的にあらわれていると私は考えています。こうしたもとで、与謝野町の将来に責任を持つ町理事者と我々議会は、この安倍自公政権の暴走政治にどう対応すべきか、鋭く問われています。

今回、私は、この角度から町長に質問いたします。それでは、今、述べた暴走政治の幾つかの点について、私の見解や情勢について述べておきたいと思います。

1点目は、暴走政治の一つ、米軍基地の問題です。この問題は、昨年9月議会でも取り上げました。安倍政権は戦争する国づくりへと暴走を続けています、そのもとで、アメリカと日本政府、防衛省は昨年末、Xバンドレーダーの本格運用を強行しました。しかも工事や運用の日程などを、混乱や不測の事態が起こるからと秘密にし、突然の工事や本体運び込みが行われました。また、防衛省、京都府、京丹後市など4者協議で秘密にされるなど、まさに住民に目隠しの状態で米軍基地の設置となりました。

今回のXバンドレーダーの設置目的は、アメリカ自身がアメリカ本土防衛のためであると、このことをはっきりと認めています。Xバンドレーダーは、アメリカ本土に向かうミサイル迎撃のための目の役割を持つものであります。安倍首相は、アメリカに向かうミサイルを集団的自衛権の行使で打ち落とすと、このように述べており、日本が攻撃されなくても、アメリカの戦争に巻き込まれることを意味しています。Xバンドレーダーは、住民が日常に暮らしている場所と隣接しています。営業と暮らしなどの生活環境に影響がないのか、美しい自然は守れるのか、こうした声上がるのは当然です。

ところが米軍も日本政府も、こうした声に耳を傾けず、設置、先にありきで、このことを進め、京都府も住民の立場ではっきりものを言う立場を投げ捨ててきました。

その一つ目は、環境破壊です。防衛省は環境調査について、地域の実情は伝えてあり、きちんと対応されると思うと、このように言っていたにもかかわらず、結局、環境調査は必要なしとして行いませんでした。その判断の根拠となったのが日本側からの情報に基づき、自然文化的遺産の現地調査は必要ないと判断されたということです。日本政府と京都府の責任は重大である。米軍基地が建設された場所は、山陰ジオパークに指定された国定公園であり、棚田百選にも選ばれている風光明媚な場所でもあります。この美しい自然が破壊され無残な姿になっていることは一目瞭然です。ところが、京都府も大した形状変更はないと、現状をまともに認識しておりません。

二つ目は、レーダーの運用で、極めて強い電磁波が出され、半径6キロ、高度6キロが飛行禁止になり、緊急医療のドクターヘリの運航に支障を来すことです。政府防衛省は、要請があれば停波するとしていますが、軍事的に緊迫した状況が発生した場合、停波の保障は全くありません。

三つ目は、米軍や軍属による交通事故が15件にも上っていることでもあります。昨年12月8日に開かれた安全・安心対策連絡会で、近畿防衛局は、事故は5件と報告しましたが、4件は公表されずとの報道にあるように、事故の過小評価が問題になっており、地元から事故を隠さず報告し、早急な対策をとれと、この声が上がっています。

四つ目は、本格運用によって、米軍基地の照明の明るさ、発電機の騒音で、うるさくて夜寝られないとか、低周波の影響といった苦情が相次ぐなど、従来の環境を保つとしていた約束違反が次々と明るみに出ています。しかも、こうしたさまざまな問題も住民の不安を訴える行政の窓口が明らかになっておらず、住民への説明会も昨年4月に開いただけです。こうした危険な米軍基地設置の強行に対して、京丹後市宇川地域では、反対署名が住民の過半数を突破し、そして、京丹後での現地集会や京都市内での集会が連続的に開催され、昨年10月に宇川中学校で開かれた現地集会には京都府下各地から1,400人もの方々が参加する一大抗議集会になりました。

日本共産党は国会、府会、市会などで繰り返し、その危険性、安心・安全無視の設置であることを取り上げ、住民と協働して取り組んでまいりました。

2点目は、原発と再稼働問題です。この問題は、昨日、高岡議員が対案を示し、一般質問を行いましたので、できるだけ重複を避けて質問します。

福島原発事故から4年目、1年6カ月前から現在まで、原発に依存しない社会が続いています。この原発ゼロ、再稼働反対の行動が全国各地でも、また、京都北部の各地で行われ、福島原発事故が起きた3月11日を前後して、原発ゼロを目指す北部集会が、ことしも取り組まれました。議会では原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換を求める意見書も京都府の3分の2の自治体で上がっています。こうした運動が原発反対多数という、国民世論をつくり出し、全ての原発の稼働をとめる力になっています。

一昨年、参議院選で送り出されていた日本共産党の倉林議員は、原発問題を繰り返し取り上げ、事故賠償期限の延期や延長や汚染水問題などで政府を追い詰め、大きな成果を上げています。京都北部出身の府会議員は2012年と2013年に京都府議会に出された原発ゼロ、再稼働中止を求める意見書に反対しました。原発ゼロ、再稼働反対の声を掲げる議員が北部にはおりません。原発に隣接する北部地域の住民の原発ゼロ、再稼働中止の願いをしっかりと届ける府会議員が求められています。

3点目は、TPP問題です。平均所得が京都府平均を大きく下回る京都北部ですが、今後、さらに消費税増税10%ということになれば、ただでさえ所得が低い住民を直撃し、北部の主要な中小企業の存続が危ぶまれています。とりわけ重大な問題は、安倍政権と国民との間の矛盾が大きくなっているTPP問題への参加問題です。

農林漁業は、北部地域の基幹産業であり、地域の自然環境を守り、地域経済を支えるものです。京都の米の作付面積の7割を占める北部地域だけに、TPP参加は、北部の農業を大きく壊し、荒廃地をふやし、過疎を加速させるものであります。

さらに、丹後ちりめんをはじめ北部の中小企業、また、地場産業を守ってきたセーフティネッ

トを取り払い、弱肉強食の中にさらすものです。これに加えて、安倍政権が過剰米対策をとらず、価格は市場任せにするとして直接支払い交付金の半減と、4年後の全廃措置を打ち出したことで米価が大暴落し、全国的に60キロ当たり1万円を割り込む事態、米の生産に必要な費用1万6,000円の半分余りとなっています。

T P P参加交渉からの撤退を求めるとともに、過剰米の需要調整、受給調整、ことしの、今年度の直接支払い交付金の半額措置を撤回し、農家の経営安定対策をとることが緊急に必要です。この点でも、北部住民の声を京都府議会に届ける府議会議員がどうしても必要だと思えます。

4点目は、社会保障の問題です。この問題は何度となく取り上げてきましたので、簡単に述べおきます。年金はどんどん下がるばかり、実質所得、この間18カ月も下がり続けてきたわけであり、住民の収入は、やりくりの限界を超えているという方が出てきています。その一方で物価は上がり、国保税も高く、介護保険料もまた上がります。後期高齢者医療の保険料も大きな負担となっています。ですから、住民の暮らしは大変になっています。

これらは、市町村の努力だけではできない課題であります。しかし、国には財源がないのではなく、税金の使い方が大企業ばかり優遇し、偏っているからであります。また、毎年320億円もの政党への助成金や軍事費は、この間、年間5兆円になり、軍拡予算になっていることです。しかも、金がないと言いながら、義務でもない米軍への思いやり予算を数千億円まで出しているのが現状であります。

5点目は、消費税の増税の問題です。これも繰り返し質問してしますので、次の点だけ質疑したいと思えます。それは、この与謝野町では大変多い低所得者層の消費税の負担は8%の現在でも日々の家計のやりくりは限界だという極めて深刻な状況にあることです。ですから、10%にもなるとやっていけないという方が大勢、出てきています。

6点目は、地方創生の問題です。安倍政権は、全国896もの自治体が30年後には人口減少で消滅の危機に直面すると危機感をあおり、若者が将来に夢や希望が持てる地方の創生などと言っています。そうした人口減少自治体に北部の多くの自治体が入っており、与謝野町も入っています。そもそもここまで地方を疲弊させてきたのは誰なんでしょうか。市町村合併をして、役場や保健所、土木事務所の統廃合、農協の合併、職員の大幅削減などで、地域を支える機能を弱め、地域を支える力を奪ってきたのはほかならぬ、歴代自民政権であります。

さらに、大企業財界のもうけを優先にした国土政策、東京圏などの大都市部への一極集中策がどれほど地域破壊を引き起こしたのか、それらに対する反省は全くありません。今、北部地域の再生活活性化に必要なことはT P P参加や規制緩和、自治機能の再統合や、都市への機能集中など、抜本的に改め、住民と自治体の創意あふれる取り組み。例えば、小さくても輝く自治体、地域循環型の経済確立の努力、また、今の社会保障制度を、国が責任を持って拡充させ、全国どこに住んでも同じように住むことができる地域へ、元の制度に戻すことなど、元気な地域づくりを応援することではないでしょうか。また、この北部地域は、この10年間に3回にわたる豪雨災害によって莫大な被害を受けました。この大もとには国や京都府の河川改修費の削減や、河川改修計画の重点化という問題があり、このことは重点化から外れた河川で氾濫や越水が起こっている事実を見れば明らかです。

日本共産党は2013年、そして、2014年の二度にわたって、豪雨水害から京都府民の命

と暮らしを守る提言を出し、緊急対策と抜本的対策を呼びかけました。今後も災害の危険が指摘される中で、北部の住民の安心して暮らせる北部地域にという願いを、今こそ府政に届ける議員が必要なんではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。

一つ目は、米軍基地の問題をどう捉えておられるのか。

二つ目は、原発と再稼働をどう考えておられるか。

三つ目は、TPPについてどう判断されておられるのか。

四つ目は、社会保障制度の後退をどう捉えているのか。

5点目は、消費税の増税をどう思っておられるのか。

6点目は、現時点、地方創生をどう考えておられるのか。

7点目は、そのもとで、どういう町がつけると考えておられるのか、以上、第1回目の一般質問といたします。ありがとうございました。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、伊藤議員のご質問の1点目であります米軍基地の問題をどう捉えるのかについてお答えをいたします。

米軍経ヶ岬通信所への、いわゆるXバンドレーダーの配備につきましては、昨年12月に本格運用が開始をされました。本件に関しましての私の基本的な考え方につきましては、昨年9月定例会の一般質問でも答弁いたしておりますが、我々日本の各地域においては、我が国の一員として、それぞれの地域が、その特色を生かし、さまざまな分野や局面において、つながり合い、協力をし合いながら、いろいろな役割、機能、そして負担を分かち合って、国の発展を支えております。

京丹後市におかれましては、国家の防衛、安心・安全という国益に応える形で、市民の安心と安全が担保されることを条件に大変重い決断をされました。京丹後市では、昨年10月に米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会が設置され、京都府、警察、京丹後市、米軍経ヶ岬通信所、航空自衛隊、防衛局、そして、地域住民による組織構成により、今般のレーダー配備に伴う、地域における事件・事故の防止などの安心・安全に向けた取り組みや、地域住民と米軍人等との良好な生活環境の確保や交流促進が図られることとなったと聞き及んでおります。また、米軍人等に対する交通安全講習会も重ねて実施をされていると伺っております。国家の安全保障に係る案件であるというものの、住民の安心と安全が確保されることが第1であるというふうに考えております。

米軍経ヶ岬通信所から本町境までの距離は18キロメートルであり、米軍人等の交通事故の問題が懸念されるところではございますが、引き続き京都府、京丹後市、また、近隣市町と連携を図りながら、さまざまな情報を逐一提供いただく中で、町民の皆様の安心と安全を守るため対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の原発と再稼働をどう考えておられるのかについてお答えをいたします。

昨日の高岡議員の一般質問において、原発の再稼働に関しては答弁をしておりますので、重複することとなると思いますが、改めてお答えをいたします。

原子力発電所に関する私の基本的な考え方でございますが、東日本大震災における福島第1発電所の事故に関しては、収束したものと考えておりません。現在でも汚染水・汚染土の処理問題、いまだに避難を余儀なくされている方々が多くあります。また、廃炉作業も数十年かかるとされております。

福島第1発電所の事故では、一旦、原発事故が発生をしてしまうと、その影響ははかり知れなく多大で、非常に長時間にも及び、人々の生活や人生に大きな影響を及ぼすことを改めて知らしめました。

原子力規制委員会では福島第1発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえ、新規規制基準を設けました。各電力会社では、原子力発電所の再稼働に向けて安全対策を進められていますが、どれだけ高い安全対策が施されたとしても、絶対に事故がないとは言い切れないと思います。また原子力発電には、一旦、原発事故が発生した場合、はかり知れない放射能汚染の問題や、半永久的に残る核廃棄物の処理の問題など、原子力が抱える本質的なリスクから逃れることはできないと考えています。持続可能な地球環境を次の世代に託していくためには、持続可能なエネルギー社会の構築に向けた取り組みを国全体で進めていく必要があると考えております。

次に、3点目のTPPについて、どう判断されておられるのかについてお答えをいたします。

基本的には、伊藤議員の6月定例会におけるご質問にお答えをしたとおり、TPPは実質的に日米自由貿易協定の色彩が濃いと見ており、過去の日米交渉において、日本社会が大きな質的变化を強いられた事実を見ると、同じくTPPによる変化も大きなものがあると予測をされます。

本町にとって影響が大きいとされる農業分野におきましては、米国産の主食用米に特別輸入枠の設置が検討されているなど、米価のさらなる下落は避けられない状況にあると言わざるを得ませんが、京の豆っこ肥料や科学技術を用いた特色ある農業を先進的、かつ発展的に実践することにより、この難関を克服してまいりたいと考えております。

次に、4点目の繰り返される社会保障制度の後退をどう捉えておられるのかについてお答えをいたします。

社会保障制度においては、制度設計がされたときよりも国全体の経済成長や少子高齢化といったさまざまな社会状況が大きく変化をしてきております。そのため旧来の形で制度維持が非常に困難となってきており、社会保障制度自体を持続可能な制度として維持していくためにさまざまな社会保障制度改革が協議、実施をされております。この社会保障制度改革は、実際に社会保障を受けられている国民、住民には給付費の減や負担額の増といった形で、後退と感じられることも多いことは事実であると考えております。

しかし、制度自体が時代、社会情勢に合わなくなっている中、そのままの形で制度を維持していくことは現実的に考え困難であり、制度設計自体を見直さない限り、いずれの制度自体も崩壊することは明らかだと考えております。

社会保障制度は国民、住民が安心して生活をしていくために不可欠なものであり、まず、第一に考えるべきは、低所得者や障害者等の社会的弱者と言われるような方々に配慮をしつつ、社会保障制度自体を持続可能なものとして維持をしていくことが大前提であると考えております。

国、地方自治体が国民、住民の生活を守るために行うべき業務は社会保障のほかにもインフラ整備や教育・子育て等、非常に多岐にわたっており、高度成長期のような右肩上がりの収入増が

望むべくもない現状では、限られた財源を一部に偏ることなく、時代に合った形に、真に国民、住民のためになるような、よりよい形でのバランスのとれた配分、執行がなされるよう、町といったしましては国に対し強く望みたいと思います。

次に、5点目であります消費税の増税をどう思っておられるのかについてをお答えをいたします。消費税の増税については、一般家庭からすると消費税が上がれば商品を購入する際に、当然、支払い金額が上がることとなります。家庭全体の収入が上がらないまま消費税の増税が実施をされれば、家計に直接影響を受けることは現実的にあると考えております。また、地元業者や行政においても財政面で負担がふえることは必至であるというふうに考えております。

消費税の増税をめぐるではメリット・デメリット、賛成・反対、さまざまな意見があると思います。消費税増税により、住民の生活や地元業者の経営が厳しくなると予想されますが、少子高齢化社会である今日、今後も社会保障費は右肩上がりになることが予想をされており、国の財政、地方の財政が成り立たなくなっていることも事実でございます。そのため、国では税と社会保障の一体改革を掲げ、税負担をもって年金・医療・介護・子育てをはじめとする社会保障制度が持続可能な形で保たれるよう、また、今を生きる子供たちの将来に大きな負担を残さないためにも、この消費税のさらなる引き上げを目指しているものというふうに認識をしております。

したがって、消費税の増税によって単に住民生活が苦しくなるという一面だけにとらわれるのではなく、将来を見据えた社会保障の充実・強化により、国民生活の安定を図るための財源を、国民みんなで分かち合うという大きな視点で、国の将来を総合的に考えていく必要があると考えております。

次に、6番目でございます。現時点、地方創生をどう考えているのかにつきまして、お答えをいたします。先ほどの多田議員からのご質問に対して答弁をいたしました。この地方創生の取り組みは、人口の急減、超高齢化が進む日本において、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切り、将来にわたり活力のある日本社会を維持することが目的となっており、人口減少が進んでおります本町にとりましても、まさに重要な課題であると認識をし、総合戦略の策定を開始したところでございます。ただし、全国画一的な施策を講じて、人の取り合いになるという恐れがあり、私といたしましては、本町の特性に合った、本町でなければといった方向性で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の、こうした与謝野町のまちづくりを根底から覆すような動きをどう判断されておられるのかと、8点目の、このもとで、どういう町をつくれると考えておられるのか。目指している総合計画は達成できると考えているのかは、与謝野町のまちづくりに対しての全体的なご質問であると考えますので、一括してお答えをいたします。

国際テロリストなどによります国の安全保障の問題、グローバル化によるTPPなど、世界経済の一体化の問題、東日本大震災と原発の問題、人口減少と少子高齢化社会の問題、そして、地方分権の推進や広域連携の問題など、与謝野町を取り巻く環境は日々変化をしており、これらの状況に対応した持続可能なまちづくりを着実に進めていくことが私の責務であるというふうに考えております。このような中で、町民の皆様や本町を大切に思っておられる方々のご意見を伺いながら、私の責務を果たしてまいりたいと考えております。

また、与謝野町のまちづくりに関しては、町民の皆様の思いが込められた与謝野町総合計画に

掲げます「水・緑・空 笑顔かかがやくふれあいのまち」を着実に実現していきたいと考えておりますし、私が掲げております、みんなの知恵や技術で、新しい価値を生むまちづくりも総合計画にマッチをしているものと考えておりますので、あわせて力強く進めていく所存でございます。

さきにも述べましたけれども、現在、まち・ひと・しごと・人口ビジョンと総合戦略を策定していくことといたしておりますが、与謝野町総合計画後期基本計画のもとにある総合戦略として、「近き者説び、遠き者来る、人が訪れて住みたくなるまちづくり」に挑戦をしてまいりたいと考えております。

以上で、伊藤議員への答弁といたします。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、今、ご答弁をいただきまして、何度も何度も聞いているものもありましたので、非常に、それなりにわかったわけですが、まず、今の答弁全体を通じて言っておきますが、基本的に、私どもの対案については述べています、今ね。今、社会保障に使われている消費税の問題という言い方も、実はそうではないということ。もうちょっと数字はきちっとできておりませんけれども。その点については、私は対案ができておると思っています。

特に1から5までの点については、町長は、よく勉強しておられるのでわかると思うんですが、国民的な世論でいえば、全て過半数が、これを認めていないという事実です。これは理解していただけますね。

一般新聞でも全部、世論調査は出ますから、ですから、今、言ったように米軍基地の問題でもそうですが、原発、TPP、社会保障の今の問題、消費税の増税、これほとんど全部言ったほうがいいでしょうが、過半数以上の人は、こんなことはしてほしくない、こう思ってますよ。ここに政治のずれが、今、起きていると思っています。それはいいにしてですね、まず一つはですね、一番初めの米軍基地の問題について何うというのか、確認しておきたいと思っています。

今の答弁では、時間がないので全部できませんが、アメリカ、これね、アメリカの基地なんですけどね、今、町長の答弁を聞いていると、日本を守る。日本の国益を守るとか、国家、住民を、安心・安全なものに、守らねばならないという趣旨の答弁をされましたね。これは冒頭に、前回も言いましたが、あの基地自身はアメリカの政府自身も言ってるし、議会の中でも、そういつて述べてますし、それから、安倍総理自身が半ば認めとるような発言したという話もちょっと今、しましたね。

ですから、アメリカの防衛省といいますが、その中で、そういつて述べているんですよ。明らかに、そういう基地というのは、そういうもんだと、今、出てきませんけども、いわゆる日本を守るものではないと。アメリカの本土を守るものだということを言ってるんですよ。ですから、今言う答弁はもう少し今後、考えてもらわないといけないん違うかというふうに思います。アメリカのためのものなんです。それから、むしろこのことが、設置されることで反撃される、攻撃される糸口も与えることになるということですから、余計災難ですよ。

それでは、一つ一つ質問をさせていただきたいと思っています。ちょっと順番が飛びますけども、まず1点目、TPPの問題だけから一つ片づけたいと思います。農業には、大変大きな被害をもたらすということは町長は認めておられるようです。そのTPPのですね、ISD条項というのは前にも言いましたね、これわかっておられると思います。これが、自治体がつくった住民

のための諸施策を、これ訴訟されてすると覆されるんですね。このことは、これ一個、もう一つです。

しかも、日本の憲法上、日本の憲法というのがありますけども、その上をいく上位法として扱われるという規定があります。これは町長はご存じでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうした議論があるということは認識をしておりますけれども、それが確定的なものではないというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今言った、この二つはね、確定的なものでないどころか、よその国でも、これが問題になっているんです。I S D条項と憲法を超えるような、各国の国のね、憲法を、最高峰を超えるような上位法に扱われることについてね、これが大きな問題になっているんです。ですから、すんなりあっちも進まないんです。いろんなところが障害があるんです、これが一つです。このことに町長は、こういう地方の諸制度について、住民を守る諸制度まで覆されるようなT P Pですが、町長は、それでも反対はされない。この点をお聞きしたい。

前町長は、こういうことについては反対だということを明確に述べました。今の町長はどうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私の見解につきましては、与謝野町議会に在籍をしているときから、T P P問題に関しては反対の立場を鮮明にしておりますことは勉強していただきたいと思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。反対の立場だということを認めた答弁だと思いますので、そういうふうに考えさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問で、いわゆるXバンドレーダー、米軍基地の問題について、一つお伺いしたいと思っています。幾つかありますけども、Xバンドレーダーができるまでは、自衛隊のレーダーがありました。我々が聞いていたのは、北朝鮮半島ですね、全体をエリアにできるようなレーダーだというふうに聞いていたんですが、これに加えて今度、Xバンドレーダーがされたわけですね。私、納得いかないんですけど、何でなんだろうということがあったんですけど、町長は、いろんな情報を得ておられる。それから府からもいろんな、このことについてね、きていると思うんですが、こういうことについて何か情報ありましたか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） Xバンドレーダーの件につきましては京丹後市、そして、京都府との接触をする中で協議を進めていますが、ただいまご指摘をされた点につきましては、把握しておりません。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の話は、情報が来てないということですね。情報は周辺の自治体にも送るようにしてくださいということを申し出してください。そうやなかったら、前回もですが、何の情報もないという話を繰り返しておるんで、これはね、近所にもね、皆さん知ってますよね。米兵や軍属が与謝野町に買い物をして、しかもいれずみを見せながら入ってくると、こんなことが平然とあって、住民は非常に迷惑どころか、不安を感じてますよ。恐怖心を持っている子供さえもお

りますよ。だから、そういう意味では、どういうものなのかという情報は、きちっとわかる情報はくれということをお願いしてください。よろしいですね。

次の質問に移ります。これは最後にしてもよかったんですが、一番、もう時間がないので途中で詰まるといけませんので。

戦争する国づくりの問題で、今言った米軍レーダーの問題を言いました。私ね、この町が今、先ほどの論議の中にもありましたようにね、観光を、産業を進めようという話で海の京都構想が進められています。ここは最大の売りになっているのはね、美しい自然や、その歴史・文化だと思います、与謝野町の場合は、そうすると、それを最大の売りにしているのに、ああいうXバンドレーダーや、もっと言えば原発が近くにあると、こういうことは町としては大きなリスクになるんじゃないですか。

私はね、これは既にほかのところでもそうですが、今ね、復興事業を頑張っている北陸のほうですよ。岩手やね、あそこなんかでもね、そういうリスクを抱えながらやってるために、非常に困っておるんです、リスクを抱えて。例えば、福島に近いところではね、水産業者が壊滅的な、立ち上がりができない、それはものがとれないだけじゃない、とれてても、そういうね、言うたら風評被害と一般で言ってますが、影響を受けている。ここだって同じことが起こるんじゃないですか、原発がある。米軍基地がある。これらはね、明らかにそういうことだと思いますよ。

それに加えて、今言ったようにT P P問題が出てくるでしょう。ますます、我々が元気な町をつくらんなんと言っているのに、そのことがうまいこといかないんじゃないかと、こういうふうには私は考えています。町長は、そのことについて、いいと思いますか。リスクでないですか。いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 原発の問題、そして、Xバンドレーダーの問題、これが町にとってリスクなのかどうなのかというご質問につきましては、当然そういったこともあるだろうというふうに考えております。

しかしながら、私たちとしては、そのリスクをきっちりと想定、あるいは見詰めた上で、まちづくりを進めていく必要があるだろうと、そうした姿勢が求められているのであろうというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長はリスクがあるということだけは認めた。私はね、リスク一般ではないと思いますよ。今、町長が、そういう答弁をされるということは、少なくとも原発では、どのぐらいのリスクがある、米軍基地の問題があるが、それはどのぐらいのリスクがあるということは、指標として出さざるを得んようになるというふうに思いますよ。

もう一つは、T P Pですよ。T P Pは農業だけじゃないですね。今いう制度をちょっと紹介しましたが、ほかの産業でも雇用の問題でも保険分野でも、いろんな影響を与えると、こういうもとに置かれているということ、まず、町長は知った上で、これからの観光行政にしても、それから、新しい町の、いわゆる活性化、経済面でも考える必要があるということになりますよね、当然。ですから、この点では、やっぱりよく、このリスクをですね、正確に抑えた上でまちづくりをしなければならぬと、こういうことを宿命的に捉えるのか、そうでなくて堂々と、それは

避けられないかもしれないけれど、国や府にきちっと言うと、問題を。こんなことはリスクを、我々は負い切れないということを使うべきだと、私は思いますけども、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げたように、さまざまなリスクを想定していく中で、まちづくりを進めていくということが、私の責務であるというふうに思います。

一方で、当然のことながら、その状況を改善していくために、どのようなことをしたらいいのかということについて模索をし、京都府、あるいは国に対して提案をする責務もあろうかというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 簡単に申し上げます。原発問題で再稼働が非常に緊迫しているの、聞きますが、中間貯蔵施設というのがね、町長、よく勉強されたと思うんですけども、それは原発に類するような危険性がありますよね、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私は、そのように、先日から一般質問でも答弁をさせていただいているつもりでございます。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんので終わります。

ありがとうございました。

議 長（今田博文） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす3月11日午前9時30分から一般質問を行いますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 4時07分）